

官報

号外

平成三十一年三月八日

○第百九十八回 参議院会議録第七号

平成三十一年三月八日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第七号

平成三十一年三月八日

午前十時開議

第一 天皇陛下御即位三十年につき慶賀の意を表する件

○本日の会議に付した案件

一、日程第一

一、永年在職議員表彰の件

一、所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。

日程第一 天皇陛下御即位三十年につき慶賀の意を表する件

天皇陛下におかれましては、本年、御即位三十年をお迎えになりました。誠に慶賀の至りに堪えません。

天皇陛下におかれましては、本年、御即位三十年をお迎えになりましたことに、失礼しました。

平成三十一年三月八日 参議院会議録第七号

つきましては、本院といたしましては、慶賀の意を表するため、天皇陛下に院議をもって賀詞を奉呈することとし、その賀詞は議長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。

議長において起草いたしました賀詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

天皇陛下におかれましては、本年、御即位三十年をお迎えになりましたことに、心からお祝いを申し上げます。

常に国民に寄り添い、その安寧を祈り、数々の公務に御精励になった天皇陛下のお姿は、国民ひとしく敬慕の念に堪えないところであります。

天皇陛下には、これからもお健やかに過ごされたいと存じますよう祈つてやみません。

ここに参議院は、国民を代表して、院議をもって、謹んで感謝と慶賀の意を表します。

賀詞の奉呈方は、議長において取り計らいます。

○議長(伊達忠一君) この際、永年在職議員表彰の件についてお諮りいたします。

議員鉢呂吉雄君は、国会議員として在職すること二十五年に達されました。

つきましては、院議をもって同君の永年の功勞を表彰することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。

同君に対する表彰文を朗読いたします。

〔鉢呂吉雄君起立〕

議員鉢呂吉雄君、君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽くされました。

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します。

〔拍手〕

○議長(伊達忠一君) 橋本聖子君から発言を求められました。発言を許します。橋本聖子君。

〔橋本聖子君登壇、拍手〕

○橋本聖子君 私は、皆様のお許しをいただき、本院議員一同を代表して、ただいま永年在職のゆえをもって表彰されました鉢呂吉雄先生に対しまして、一言お祝いの言葉を申し述べさせていただきます。

鉢呂先生は、平成二年の第三十九回衆議院議員総選挙において初当選をされて以来、連続して七回の当選を重ねられ、二十二年四月にわたり衆議院議員として御活躍をされました。その

後、平成二十八年の第二十四回参議院議員通常選挙において当選され、本院議員に転じ、この度、国会議員として在職二十五年に達されました。

この間、鉢呂先生は、衆議院においては、石炭対策特別委員長、農林水産委員長、厚生労働委員長、政治倫理審査会会長、法務委員長等、重要な役職を歴任され、本院においては、現在、国家基本政策委員長の重責を果たされておられます。また、第一次橋本内閣の大蔵政務次官、野田内閣の経済産業大臣として国政の中枢に参画され、その卓越した政治手腕を遺憾なく発揮してこられました。

このように、鉢呂先生は、高い見識と豊かな政治経験に基づき、我が国の議会政治発展のため多大な貢献をしてこられました。

ここに、我々議員一同は、先生の二十五年間の御功績に対しまして深甚なる敬意を表しますとともに、本日、栄えある表彰を受けられましたことに、心から祝意を表する次第でございます。

現在、我が国を取り巻く内外の諸情勢は誠に厳しく、克服すべき諸課題が山積する中において、国民の負託を受けた国会の責務は重く、参議院が果たすべき役割に対する関心と期待は高まるばかりです。

鉢呂先生におかれましては、どうか、今後とも御健康に留意され、国民のため、参議院のため、そして我が国議会制民主主義の発展のため、なお一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。誠にめでとうございました。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 鉢呂吉雄君から発言を求められました。発言を許します。鉢呂吉雄君。

(鉢呂吉雄君登壇、拍手)

○鉢呂吉雄君 たいだいま、院議をもちまして在職二十五年の永年在職議員として栄えある表彰を賜りました。誠に身に余る光栄であり、感激の極みでございます。

また、同郷の橋本聖子会長より心温まる御祝辞をいただき、深く感謝を申し上げます。

今まさに、平成という時代を終えようとしております。私は、平成元年十一月に出馬表明し、翌年の平成二年二月十八日に初当選をいたしました。以来、衆議院七期二十二年余り、参議院一期二年余りと、まさに平成の時代とともに国会活動を続けることができました。これもひとえに、長年にわたる衆参両院の諸先輩、同僚議員皆様のおかげであり、また、北海道民お一人お一人の温かい確かな御支援のたまものであります。心より深くお礼を申し上げます。

私が衆議院に初当選した北海道函館市、渡島・檜山地区の衆議院の旧三区でありますけれども、土井たか子社会党委員長が山が動いたという前年の参議院選挙の勝利を踏まえて、三名区で二人の候補者を二十年ぶりに擁立をした選挙区であり、次の平成五年の総選挙で野党が過半数の二名を当選を実現したところであります。

まさに、私の政治活動の原点は、日本の政治にもう一つの政権を担い得る政党をつくり出すことにありました。そして、私は、細川連立政権、自社さ政権、民主党政権と、政権与党を三度経験し

てまいりました。それらの経験を生かして、再度新たな政権を実現することは私の使命であり、日本の民主主義の発展に資すると確信をしております。

私は、二回目の選挙戦のさなか、平成五年七月十二日、地元の奥尻島を中心とする北海道南西沖地震が発生し、死者、行方不明者二百二十六名という大災害を経験いたしました。それ以来、阪神・淡路大震災、東日本大震災、昨年の北海道胆振東部地震など、大きな自然災害の連続でありました。

今後、首都直下地震や南海トラフ地震などが予測される中、自然災害に対する抜本的な防災対策が求められております。そして、私は、人口著しい減少に悩む北海道に生きる政治家として、過疎化の深刻さを今も日々実感しております。今の日本のような効率優先の社会経済政策では、地域間格差や国民間の格差が一層拡大してしまうのではないかと大きな危機感を持っております。

また、私の二十五年間には、ガット・ウルグアイ・ラウンドからWTO、TPP、EPAまで、国際貿易交渉の中で、農産物等第一次産品に市場開放が求められてきた時代でもありました。

その中で、私は生産者の苦悩や農山漁村の後退を見続けてきましたが、食料自給率が三八%にまで低下する中、国民の安全、安心、安定した食料を提供する政策というものをどう具体化できるのか、また、農山漁村の多面的な役割を国際貿易との関係でどう折り合いを付け、持続可能な農山漁村をどのようにつくり上げていくのか、私の今後

の政策課題でもあります。

二十三年前になりますけれども、平成八年一月、橋本龍太郎内閣の久保亘大蔵大臣の下、今議場におられます山崎正昭前参議院議長と共に大蔵政務次官を拝命し、金融危機の始まりと言われた住専問題について、六千八百五十億円の税金を金融機関に投入するという、国民の九割が大反対する中で、その理解をいただくことに奔走いたしました。

先送りの声が与党内にも上がる中、当時の総理、大蔵大臣の予算委員会での国民の理解をいただくための懸命で誠実な答弁は、歴史に残るものでありました。国会は、国民の合意をいただくために渾身の議論を闘わねばならないと、決して議論を回避してはならないと、そのとき痛切に感じたところであります。

また、私は、小泉郵政国会での野党の国対委員長として郵政解散に立ち向かいました。また、民主党政権下での与党国対委員長として野党に常に配慮した国会運営を経験した中で、今なお議院内閣制における立法府の在り方、熟議の国会の在り方、これが問われていると思っております。

十二年前の参議院選挙では、民主党選対委員長として公認、推薦合わせて過半数を超える六十四議席を得たこと、そして七年前の衆議院選挙では、二度目の選対委員長として民主党政権が崩壊する大敗北を喫したことなど、この二十五年間にはまさに激動の日々でありました。

そして、私自身も、前回、三年前、参議院選挙、三名区の北海道選挙区で、今議場におられま

す長谷川岳議員あるいは徳永工リ議員と共に当選することができたところでございます。

四年余りの雌伏のときを経験したからこそ、今を大切に、私のモットーである、顔の見える、声の届く、そして徹底的に現場主義で政治活動を続けながら日本の未来に更に貢献してまいりたいと考えております。

結びに、伊達忠一議長を始め議員各位に重ねて厚く御礼申し上げますと同時に、郷土北海道民お一人お一人に感謝し、また、支えてくれた事務所秘書、スタッフの皆さん、家族の苦勞に感謝申し上げます。私のお礼の御挨拶といたします。

本日は誠にありがとうございました。(拍手)

○議長(伊達忠一君) この際、日程に追加して、所得税法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。財務大臣麻生太郎君。

(財務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) たいだいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案の趣旨を御説明させていただきます。

本法律案は、消費税率の引上げに伴う対応、デフレ脱却と経済再生の実現、国際的な租税回避への効果的な対応等の観点から、国税に関し、所要の改正を一体として行うものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、消費税率の引上げに伴う対応等の観点から、住宅ローン控除制度の拡充、環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の軽減措置の見直し並びに揮発油税及び地方揮発油税の税率の変更を行うこととしております。

第二に、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し及び個人事業者の事業承継税制の創設を行うこととしたしております。

第三に、国際的な租税回避についてより効果的に対応するため、国際課税制度の見直しを行うこととしております。

このほか、土地の売買等に係る登録免許税の特例等について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うこととしております。

以上、所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。三木亨君。

(三木亨君登壇、拍手)

○三木亨君 おはようございます。自由民主党の三木亨です。

私は、自民・公明を代表し、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

冒頭、毎月勤労統計調査の不適切事案に関連し

てお伺いします。

この調査手法の不適切な変更等の背景には、厚生労働省における統計への認識の甘さやチェック機能不全といった危機的な状況があります。厚労省には猛省を求めます。また、先日、総務省統計委員会により不適切処理の理由等について統計技術的、学術的側面から更なる説明を求めた意見書も出されており、真摯に説明を尽くすべきです。

一方、毎月勤労統計調査では、調査手法等の問題のほかに、改正された新たな手法により算出された統計データをどのように解釈するのかという点でも議論が行われています。この点については、これまで明らかになっていないとおり、近年の我が国の働き方を踏まえた上で、賃金の変化を見れば、景気回復期には、非正規で働く割合が高い高齢者や女性が働き始めることで、賃上げがあつても、計算上、一人当たりの賃金を見れば下方圧力となりますが、世帯全体で見れば賃金総額は上昇し、経済に与える効果は高いと考えられます。

このように経済状況を正しく把握するためには、幾つかの経済指標を多角的に見て、かつ瞬間だけではなく傾向を正しく見極め、数値の裏にある実態を理解する必要があります。

そこで、まず、現在の賃金状況や雇用情勢などから、我が国の経済・雇用状況をどのように認識し、それを踏まえてどのように経済政策を運営していくお考えなのか、総理にお伺いいたします。さて、今回の所得税法等改正は、本年十月の消費税率引上げに伴う対応、デフレ脱却と経済再生の実現、国際的な租税回避への効果的な対応等の

観点から、住宅ローン控除の拡充、環境性能に優れた自動車に対する課税の見直し、試験研究開発税制の見直し、個人事業者の事業承継税制の創設、教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直しなど所要の措置を講ずるためのものです。

そこで、人口減少と少子高齢化が進む中、今回の所得税法等改正に盛り込まれた措置により、デフレからの完全脱却に向けた我が国の経済の更なる成長と好循環の拡大がどのように進むと見込んでおられるのか、総理にお伺いいたします。

次に、本年十月の消費税率引上げに伴う対応についてお尋ねします。

今回の対応については、消費税率の引上げによる購買力の低下、引上げ前の駆け込み需要の反動減、そして消費税が持つ逆進性に対して十分な配慮がされています。一方、対策が多岐にわたっている中で、国民の皆様に分かりやすい説明が必要

です。そこで、食料品等への軽減税率の導入、大きな買物となる住宅や自動車購入への配慮、そしてキャッシュレス促進と併せたポイント還元について、それぞれにおいて期待される効果を改めて示した上で、どのように国民の皆さんに分かりやすい周知を徹底していくつもりか、総理にお伺いします。

消費税率の引上げについては円滑な転嫁が必要であり、特に大手による中小企業・小規模事業者への転嫁拒否などはあってはなりません。関係する政府機関等にはしっかりと監視していただきたい

と思います。

同時に、診療報酬等が国により決められている、かつ医療については消費税が非課税であることから、医療機関にとっては、高額な検査機器等の設備投資が大きな負担になるとの懸念の声が寄せられていました。この点についても、今回の消費税率引上げによる影響が極力抑えられるような対策が講ぜられるべきと考えますが、麻生財務大臣のお考えをお聞かせください。

我が国経済の屋台骨である全国三百六十万、従業員数三千二百万人に及ぶ中小企業・小規模事業者に関して伺います。

経済のグローバル化などの流れを受けて、中小企業・小規模事業者においても、国内はもちろん海外企業との厳しい競争を勝ち抜くためには、優れた製品の開発や生産過程の効率化を図っていくなければなりません。革新的な製品開発に取り組む企業は、そこで働く従業員のみなならず、就職先を考えている若者たち、そして地域にも夢を与え、未来への扉を開きます。効率性が高まれば、大企業に比べ遅れがちな中小企業・小規模事業者での働き方改革にもつながります。

そこで、今回の所得税法の改正では、中小企業の研究開発への継続的な投資、あるいは新たな投資、そして効率化等の経営改善に向けた投資を後押しするために、どのような考え方で、どのような施策を盛り込んでいるのか、世耕経済産業大臣にお伺いします。

昨年度の税制改正では、経営者の高齢化等により円滑な代替わり、若返りに苦慮していた中小企

業・小規模事業者のために、思い切った事業承継税制が盛り込まれたところです。中小企業の経営者年齢のピークが六十歳代後半にあり、引退年齢が七十歳前後であることに鑑みると、まさに待ったなしという状況で発動された施策であつたと言えます。

今回は、個人事業者の事業承継にも着目し、個人の事業用資産についての贈与税、相続税に一定の納税猶予を設けることとしています。

そこで、昨年度拡充された事業承継税制の効果を踏まえて、どのように個人事業者についても事業承継が進むよう働きかけを行っていくつもりか、世耕経済産業大臣に伺います。

親や祖父母が三十歳未満の子や孫に金融機関を通じて千五百万円まで贈与信託し、その資金が教育費として使われた場合には、贈与時点での贈与税が非課税とされる制度があります。教育費が増加する傾向にある昨今の状況を考えれば、この教育資金の一括贈与・非課税措置は、祖父母や両親の資産を早期に若年世代に移転させることにより、経済活性化に寄与するものと期待できます。

一方、資産や所得の大きさにより教育の選択肢が狭まったりすることで格差が固定化するといった懸念にも配慮しつつ、さらに、大学院への進学やリカレント教育など、いつでも学ぶスタイルが広がっていることも踏まえる必要があると考えますが、今回の法改正ではどのような考えの下、変更されるのか、麻生財務大臣にお尋ねします。

近年、激甚化、頻発化する異次元の自然災害に対して異次元の国土強靱化で対応するという政府

のスタンスを強く支持します。その上で、災害発生直後、緊急物資を集め、運び、住民の皆様提供するには、民間企業の力が必要です。

昨年、北海道胆振東部地震では、ブラックアウト、広域にわたる大規模停電が発生した際、北海道の地元コンビニエンスストアが停電時にもかかわらず営業を継続し、住民の皆様食事に日用品を提供し続けた例があります。

また、災害発生後、できるだけ早く被害を把握した上で、生産活動等を再開し、我が国、ひいては世界のサプライチェーンを維持していくことの重要さも認識されているところです。東日本大震災時にも、東北地方の自動車部品工場が被災し、世界規模で自動車の生産に影響を受けたという事例もありました。

そこで、民間企業においても、あらかじめ事業継続計画、BCPを策定するとともに、自家発電機、制振・免震装置を備えておくことが肝要であると考えますが、民間企業における災害対策について今回の税制改正ではどのように配慮されているのか、麻生財務大臣にお伺いし、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君 三木亭議員にお答えいたします。

我が国の経済・雇用状況の認識及び経済政策運営についてお尋ねがありました。

政権交代後、アベノミクスの三本の矢で取り組み、名目GDPは一割以上成長し、もはやデフレ

ではないという状況をつくり出しました。

こうした中で、特に国民生活にとって最も大切な雇用については、二〇一二年から二〇一八年までの六年間で、生産年齢人口が五百万人減少する中にあつても、就業者数は三百八十八万人増加し、景気回復により仕事が増加したことにより、正社員の有効求人倍率は調査開始以来最高の水準となり、正規雇用者数も百三十一万人増加しました。賃上げも、連合の調査によれば、五年連続で今世紀に入つて最高水準の賃上げが実現、中小企業の賃上げは過去二十年で最高です。また、この春、高校、大学を卒業される方々の十二月時点の就職内定率は過去最高の水準となるなど、様々な経済指標で大幅に改善しています。

この成長の果実をしっかりと分配に回すことで次なる成長につながっていく。特に過去最高水準の企業収益を更なる賃上げにつなげ、経済の好循環をより確かなものとしてまいります。

安倍内閣は、本年も引き続き経済最優先、通商問題の動向、中国経済の先行きなど海外経済の不確実性には十分留意しつつ、経済運営に万全を期してまいります。

税制改正法案の狙いについてお尋ねがありました。

今般の税制改正法案では、消費税率一〇％への引上げの影響を緩和するとともに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、税制面で所要の措置を講じることとしています。

具体的には、住宅ローン税制や車体課税の大幅な減税のために必要な見直し、持続的な成長経路

の実現に向けたイノベーション促進のための研究開発税制の見直し、個人事業者の円滑な事業承継を支援するための相続税、贈与税の新たな納税猶予制度の創設、中小・小規模企業の生産性の向上等のための中小企業関連税制の延長等を実施することとしています。

こうした取組を通じ、様々な支援策をより多くの皆さんに御活用いただくことで、景気の回復基調が確かなものとなり、我が国経済の更なる成長と好循環の拡大につながるものと考えております。

消費税率の引上げに伴う対策についてお尋ねがありました。

軽減税率制度は、ほぼ全ての人が毎日購入している食料品等に限定して税率を八％に据え置くことにより、消費税の逆進性を緩和しつつ、買物の都度、痛税の緩和を実感できるという利点があります。そういうことから、低所得者への配慮として実施するものです。

また、消費税率の引上げに当たっては、前回の八％への引上げの際に耐久財を中心に駆け込み需要と反動減といった大きな需要変動が生じた経験を踏まえ、思い切ったポイント還元や、自動車、住宅への大幅減税といった駆け込み需要、反動減対策でしっかりと消費を下支えしていきます。

ポイント還元の実施に当たっては、対象となる店舗に還元率を明記したポスター等を貼り、消費者の皆さんが一目で分かる工夫を講じます。さらに、キャッシュレスの決済事業者とも連携しながら

ら、中小・小規模事業者、消費者双方に積極的に広報を行っていきます。

いずれにせよ、今回の消費税率引上げの対応には、引上げ前後で事業者に混乱が生じないよう、また消費者が安心して購買できるよう、積極的な広報により各施策の周知徹底を図ってまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(麻生太郎君) 三木議員から、医療分野における消費税率引上げの影響の抑制、贈与税非課税措置、災害対策について、計三問お尋ねがあっております。

まず、医療分野における消費税率引上げの影響の抑制についてお尋ねがありました。

非課税であります社会保険診療につきましては、今回の消費税率引上げに当たっても、仕入れ税額相当分を全体として診療報酬に上乗せする形で補填を行うこととしております。

また、従来、診療報酬における補填にばらつきがある等の指摘がなされていたところであります。消費税率一〇％への引上げに際して、診療報酬の配点方法を精緻化することにより、医療機関の種別による補填のばらつきが是正されることとなるかと存じます。

なお、平成三十一年度税制改正において、長時間労働の実態が指摘される医師の勤務時間短縮や、地域医療提供体制の確保、医療機器の共同利用の推進など効率的な配置の促進といった観点か

ら、医療用機器等の特別償却制度の拡充、見直しを行うこととしております。

次に、教育資金の一括贈与非課税措置についてお尋ねがあっております。

本措置は、祖父母や両親の資産を早期に若年世代に移転させるということにより経済の活性化に寄与する目的で導入されたものであります。

本措置は、資産が家族内のみに非課税で継承され、格差の固定化につながりかねない面もあるとの指摘もされておりました。したがって、受贈者に所得制限を設定するなどの見直しを行うこととしております。

一方、大学院課程を含めた就学や、就業、キャリアアップ視点に更に役立つものとなることも重要であります。こうした点を踏まえ、本措置が終了する年齢について、現行の三十歳から、就学等の継続を条件に、最大で四十歳まで引き上げるなどの見直しを行うこととしてしております。

最後に、企業における災害対策への税制の支援についてのお尋ねがありました。

近年、中小企業の事業継続性に影響を与えるような自然災害が頻発をしているところであり、災害に備え、あらかじめ対応力を強化するための取組を進めていく必要があるかと存じます。

このため、中小企業の事業活動に災害が与える影響を抑制するという観点から、事業継続力強化計画に基づいて中小企業が行った防災・減災設備への投資を対象に二〇％の特別償却ができる制度を創設することとしております。(拍手)

〔国務大臣世耕弘成君登壇、拍手〕

○国務大臣(世耕弘成君) 三木議員にお答えいたします。

中小企業の投資を後押しするための施策についてお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、中小企業・小規模事業者が厳しいグローバル競争を勝ち抜くためには、優れた製品の開発や生産過程の効率化を図ることが重要です。このため、平成三十一年度の税制改正では、中小企業・小規模事業者の研究開発投資を後押しするため、大企業以上の税額控除率が適用される中小企業技術基盤強化税制について、その上乗せ措置を二年間延長することとしています。

また、多くの中小企業・小規模事業者が深刻な人手不足に直面していることから、その生産性を高めていくことも喫緊の課題です。このため、中小企業投資促進税制等を二年間延長し、先進的な設備投資を後押しすることとしています。

これらの支援策によつて、日本経済の屋台骨を支える中小企業・小規模事業者の成長投資をしつかりと後押ししてまいります。

個人事業者の事業承継の支援策についてお尋ねがありました。

事業承継を促進するため、平成三十一年度税制改正大綱では、個人事業者の集中的な事業承継を後押しするため、十年間の時限措置として、土地、建物、機械、器具備品などの継承時の贈与税、相続税の一〇％納税猶予制度の創設を盛り込んだところであります。

今後は、この制度を御活用いただけるよう、分

かりやすいパンフレットを全国千六百六十の商工会、五百十五の商工会議所等を通じて事業者に届けます。また、税理士を始めとした全国三万二千八百五十二の認定経営革新等支援機関の御協力も得て、相談対応や制度の申請支援などを行います。

さらに、全国四十八か所の事業引継ぎセンターにおける後継者不在の事業者へのマッチング支援や、事業承継補助金による事業承継後の事業者の支援などの施策も併せて講じ、個人事業者の皆様にしつかりと寄り添い、事業承継を後押ししてまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 江崎孝君。

〔江崎孝君登壇、拍手〕

○江崎孝君 立憲民主党・民友会・希望の会の江崎孝です。

ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案に対し、会派を代表して質問いたします。

安倍総理自身も税は民主主義と言っておられます。国民が納税するのは憲法上の義務だけではなく、税を納めることでお互いを支え合い、生活する上での様々な行政サービスを享受できるからであり、そこには前提として、政治、行政に対する信頼があるからと言えます。その信頼が安倍政権にあるでしょうか。

財務省の公文書改ざんから統計のデータ不正など、政治の信頼をおとしめる理由は枚挙にいとまがありません。しかし、ここでは、安倍政権最大

の売りであるアベノミクスの経済効果についてお尋ねします。

まずは、アベノミクスの六年間の現実です。

我が国の名目GDPは、ドルベースで、安倍政権発足後の二〇一三年から減少に転じ、二〇一七年で四千八百六十億ドルまで落ち込みました。これは、アベノミクス発動前の二〇一二年の六千二百一億ドルには遠く及ばず、リーマン・ショック後の二〇〇九年の五千二百三十三億ドルさえ下回っています。

主要国一人当たり名目GDPの順位も、安倍政権になって、それまで十一位だったものが十九位に落ち、二〇一七年には二十位になりました。成功しているはずのアベノミクスの下でなぜこういったことが起きるのでしょうか。

円ベースでは上がっているなどといったはぐらかす回答は、更に国民の信頼をなくすことになりす。総理の明確な説明を求めます。

ドルベースでGDPが減少することは、国力が毀損していることにはかなりません。もっと言えば、唯一のアベノミクス効果と言ってよい円安がなければ、円ベースでも今のようにGDPは上がっていないでしょう。しかも、円安は、日銀のバランスシートを崩壊させるかもしれない異次元の量的緩和やマイナス金利政策で生み出された一時的現象です。

さて、政府は、毎年、中期の経済財政に関する試算を公表し、アベノミクスの効果が着実に発現した場合の成長実現ケースと、それほどうまくいかなかった場合のベースラインケースの二つの

成長率を試算しています。

確認しますが、二〇一三年からの六年間は、アベノミクス効果による景気拡張期だったはずですが、アベノミクス発動の翌年の二〇一四年七月の発表の同試算では、二〇一八年は、成長実現ケースで実質成長率二・一％、名目成長率で三・五％、ベースラインケースで実質一・二％、名目一・七％になると試算していました。

ところが、どうでしょう。二〇一八年実績見込みは、実質、名目共に、何と〇・九％です。成長実現どころか、アベノミクスがうまくいかなかった場合のベースラインさえ大きく下回ってしまっているのが実態です。六年間で実際の成長率が両試算を上回った年はありません。唯一の例外が、二〇一七年にアベノミクスがうまくいかなかった場合のベースラインケースをほんの僅か上回っただけです。政府は、このことを深刻に受け止めるべきではありません。

これでは、政府が戦後最長と自慢する好景気が政府による経済成長偽装だったと言われても仕方がありません。多くの国民がアベノミクス効果を実感できないのは当然でしょう。余りに非現実的な想定を堂々と押し付けるから統計不正が起きたのではないのでしょうか。試算に間違いがないのであれば、アベノミクスの効果は現れていないと認め、これまでの発言を撤回すべきです。総理の説明を求めます。

アベノミクスの六年間は、対外的には国力を弱め、国内的には、日銀を使った株高の演出と、それに伴う円安で装われたえせ好景気です。まさし

くこれは、安倍政権による経済成長偽装なのです。

安倍総理、あなたの政策でこれ以上国力をおとしめ、国内に貧困と格差を広げるのはすぐにやめていただきたい。そして、アベノミクスの失敗を国民に謝罪し、その責任を取るべきです。総理の回答を求めます。

今、税制に求められているのは、所得再分配機能を最大限発揮することでありす。公平、納得、透明、簡素という原則の下、現下の課題に対応できる真つ当な税制を実現しなければなりません。

しかし、政府は、抜本的な格差是正にこれといった手を打たないまま、逆進性を避けられない消費税の税率を一〇％まで上げようとしています。先ほど説明したとおり、アベノミクスで国民生活は潤っていません。むしろ国力が落ちていく。何かのきっかけで円高に振れば、日本経済はひとたまりもありません。そんな中で消費税を上げ、更に国内消費を落ち込ませることを今やるべきか。答えはノーでしょう。

そこで、あえて求めます。十月からの消費税増税は凍結すべきです。総理、どうでしょうか。

増税による消費落ち込みの緩和策の一つが、国民を混乱せしめ、税収そのものの減収につながるようなでもない愚策の軽減税率です。導入に必要な財源は一・一兆円、二％の増税分の税収が約五・七兆円ですから、その二割が消えることになりす。財源一・一兆円のうち六千億円を、昨年度改正した個人所得課税等の見直しで捻出するとして

います。

昨年行った個人所得課税の見直しは、高所得者の給与所得控除や基礎控除などの適用を制限するという、所得再分配機能の回復を図る観点から行われたはずす。財務省が先日示した試算でも、財源一・一兆円のうち約三千億円が高所得層へ振り向けられるだろうとしています。この金額は、少なく見積もっても注釈付きで見えるべきです。

いずれにしても、軽減税率は高所得層ほど恩恵が大きいのは明白です。軽減税率財源に所得再分配機能の回復のために付した個人所得課税の見直しで得た財源を充てることが、高所得者から徴収した税金の多くを高所得者に還元することになります。これで国民の納得が得られるとは到底思えません。財務大臣の見解をお聞きします。

税制を通じた格差是正を実現するのであれば、金融所得課税の強化に早急に着手すべきでした。それにもかかわらず、与党内で進められた検討は早々に見送られました。株への投資意欲を下げ、アベノミクスに影響を与えるという理由からでしょうか。だとすれば、これもアベノミクスの悪影響と言わざるを得ません。

その金融所得課税の税率二〇％を二五％に引き上げた場合の増収規模は幾らになるのでしょうか。財務大臣の答弁を求めます。

金融所得課税は分離課税であるため、株式を多く保有する富裕層ほど所得税負担が低下します。主要国と比較しても、我が国の金融所得課税が厳しいとは到底言えません。所得再分配機能を回復

し格差を是正するためにも、税率の引上げを検討すべきです。財務大臣の見解を伺います。

民主党時代、社会保障と税の一体改革の柱に給付付き税額控除の導入を挙げ、消費税増税を確認しました。しかし、安倍政権になり、軽減税率に変わりました。真に低所得者の生活を支えるのは給付付き税額控除です。そのために、民主党はマイナバー制度の導入も決めました。

マイナバーは既に全国民に割り振られ、給与、株等の所得の捕捉も進み、マイナバーと預金口座の関連付けも昨年一月から始まりました。マイナバー制度には様々な議論があります。制度が導入された以上、社会保障や税務の手續に必要な様々な情報に加えて、所得情報を含めて一元的に活用できるように本格稼働、定着させることは不可欠です。そのためには、国民の理解を得ることが重要です。

まず、マイナバーの利便性を上げることが求めます。マイナバーカードの普及率が上がらないのは、利便性に問題があるからです。まず使っていることを増やすことが重要です。しかし、内閣府ホームページでは、マイナバーのメリットとして、一番目に来るのが行政事務の効率化、二番目が国民の利便性の向上、三番目が公平公正な社会の実現です。行政事務の効率化のために国民がマイナバーの必要性を感じるとは到底思えません。

こういった考え方からまず改め、国民の利便性の向上を第一に据えるべきです。石田担当大臣の考えをお聞きます。

軽減税率制度が導入されたとしても、マイナバー制度の進捗に合わせて、近い将来、給付付き税額控除への切替えが必要と考えますが、財務大臣の考えをお聞きます。

政府は、二〇二五年までにキャッシュレス決済比率を四〇％まで引き上げる考えです。我が国でキャッシュレス化が進まないのは、治安が良いことや円という通貨が信頼できるといった我が国独自の理由もあり、決して悪いことではありません。いずれにしても、国民一人一人が考え決めていく問題です。

しかし、今回、中小・小規模事業者に対する消費税増税対策の目玉としてポイント還元制度が提案されました。しかも、九か月の期間限定です。消費税増税対策に名を借りた、国による期間限定キャッシュレス誘導策にほかなりません。

五ポイントのお得感でキャッシュレスへの導入を誘いますが、現金で支払う消費者、クレジットカードを取得することのできない低所得者、クレジット決済システムを導入していない中小企業経営者には、まるで脅しにも聞こえるでしょう。加えて、なぜ九か月なのか。外国人観光客が増える二〇二〇年東京オリパラの前に都市部でカード決済の店舗を増やそうというたくらみとも取れます。

さて、このポイント還元制度でも高所得者優遇を指摘しなければなりません。クレジットカードは、会社の審査により持つことのできない人もおり、また、その利用可能な店舗も当然都市部に集中しています。買物をする店舗が限られる地域な

どは切り落とされ、都市部の日々高額の買物をする人ほど恩恵が大きいのは明白です。

総理は、二月十四日の衆議院本会議で、ポイント還元で中小・小規模事業者の売上げが大きく伸びると、その従業員所得拡大につながるの、富裕層だけが恩恵を受けるかのような御指摘は当たりませんと述べました。しかし、成功していると言いつけるアベノミクス六年の結果でも、企業の内部留保はたまる一方で、全く論拠を欠きます。まるで、風が吹けばおけ屋がもうかるといった論法です。

逆進性の高い消費税を増税する一方で、このような高所得者を優遇する施策を打ち出すのは、本末転倒、所得再分配の観点からも大問題です。改めて、逆進性対策としてのポイント還元の有効性について、総理の所見を伺います。

他方、お店が支払う決済手数料は、九か月は国が一部負担し、三・二五％に引き下げられます。しかし、期間終了後は政府は関与しないと断言しています。九か月後、カード会社が手数料引上げを求める可能性はありませんか。カード会社が潤うだけではないでしょうか。手数料を負担できないからキャッシュレス対応をためらっている経営者が、九か月のみの政策を受け入れるのでしょうか。そんな不安がある政策でよいのですか。僅か九か月の期限措置で、消費税増税の平準化とキャッシュレス決済の普及の両立が可能だとは到底思えません。経済産業大臣の見解をお聞きます。

更なる問題点は、ポイント還元制度の対象に法

人間取引が含まれることです。個人消費を念頭に置いた消費税増税対策としての意義が問われます。法人間取引の不正防止が可能でしょうか。法人間取引によってポイント還元額が多額に膨れ上がれば、当初の予算では足りず、更に予算を増やす必要に迫られるのではないのでしょうか。このようなくともなれば、消費税増税の収収が更に縮減されることになります。こうした問題にどのように対応するのですか。経済産業大臣の説明をお願いします。

ポイント還元制度は、これまで我が国が経験した規模を超える駆け込み需要と反動減を招きかねないことも指摘しておかなければなりません。ポイント還元率は五％。八％の軽減税率の品であれば、実質税負担は三％です。これは消費税導入時の一九八九年の税率です。ポイント還元期間中の駆け込み需要を助長するのは容易に想像できます。逆に期間終了時に、五％から一〇％へと、かつて我が国が経験したことのない五％増税に相当します。

ポイント還元終了前後の駆け込み需要と反動減について、政府はどの程度の規模になると想定していますか。また、その際の対応について検討が行われたのでしょうか。余りに未熟な政策ではないですか。経済産業大臣の見解を求めます。

子供の貧困への対応は早急かつ重要な課題です。現行の寡婦控除は婚姻歴の有無により控除の適用が判断されることから、同じ一人親でも税負担に大きな差が生じています。今回、未婚の一人親への寡婦控除の適用が拡充されました。しか

し、地方税においては個人住民税の非課税措置ですが、国税においては税制面の対応が先送りされ、給付金支給で予算措置されます。なぜでしょう。

与党内では、未婚の一人親支援拡充は、未婚の出産を助長する、夫婦別姓につながりかねないなどといった、私たちの価値観ではとても想像できない意見が強かったと聞きます。驚きです。家族の在り方は多様化しており、伝統的な家族観に固執することで子供を救えないなど、あつてはならないことです。

子供の貧困への対応の重要性は、国税、地方税において変わらないはず。なぜ国では税対応ができなかったのか、財務大臣の答弁を求めます。

既に多くの地方自治体が早くからみなし寡婦制度を採用するなど、未婚の一人親への支援に乗り出しています。今回、給付金が支給されるとはいえ、その場しのぎの、来年度限りの対応に終わるのではないかと懸念が拭えません。国においても税制面での格差是正を検討すべきなのは当然です。財務大臣の見解をお聞かせします。

いずれにしても、給付金支給は来年度から、個人住民税非課税措置は二〇二一年度から自治体での事務手続が始まります。その際、事実婚状態でないことの確認が必要とされます。どうやって確認するかも問題であり、とても大変な作業です。自治体間でばらつきがあつてはなりません。人的対応も必要となります。自治体に対する十分な予算措置が必要です。総務大臣のお考えをお聞かせします。

アベノミクスで国力が毀損され、国内の消費は低迷し、貧困、格差は拡大している。そんな最悪のタイミングでの消費税増税。しかも、消費税増税の増収分を相殺するような高所得者、富裕層優遇の軽減税率やポイント還元、プレミアム商品券といった増税緩和策の大盤振る舞い。どこが公平、納得、透明、簡素と言えるでしょうか。到底国民が納得できる税制改革とは言えません。

このような混乱極まる税制改革の根底には安倍政権による経済成長偽装があること、そして、まずはアベノミクスの失敗を謝罪し、安倍総理はその責任を取るべきであることを再度指摘し、質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 江崎孝議員にお答えをいたします。

名目GDPについてお尋ねがありました。政権交代後、アベノミクスの三本の矢で取り組み、名目GDPは一割以上成長し、もはやデフレではないという状況をつくり出しました。これは、ごまかしなどではなく現実であります。

国民は円で生活しており、給料も円でもらっています。そのため、国民の皆様は景気回復を実感していただくには、自国通貨、円建てのGDPを増やしていくことが重要であります。その時々、為替の動向によつて大きく変わるドルベースで見ると、デフレ下で中小企業の倒産が今よりも三割も多く、正規雇用も失われた民主党政権下の二〇一二年の方が高かつたという結果を踏まえても、

円建てで見えていくべきなのは明らかであります。アベノミクスの効果についてお尋ねがありました。

二〇〇〇年代の景気回復は、デフレ下での成長であり、名目GDPの成長は期間全体で二・五%にとどまつたのに対し、今般の景気回復は、アベノミクスの三本の矢で取り組み、もはやデフレではないという状況をつくり出す中で、名目GDPは一〇%以上成長しました。

また、日銀短観の地域別景況感では、二〇〇〇年代の回復期を通じてプラスであつたのが関東地方と東海地方のみであつたのに対し、今回の景気回復ではこの五年間にわたつて北海道から九州・沖縄まで全国九地域全てでプラスで推移しており、全国津々浦々に景気回復の温かい風が吹き始めています。

さらに、今回の景気回復では、特に国民生活にとつて最も大切な雇用は大きく改善しており、確実に経済の好循環が生まれています。

実感については、様々な世論調査がある中で、平成三十年の内閣府の調査によれば、現在の生活に満足と回答した者の割合は七四・七%と過去最高となつており、多くの方々に景気回復を実感していただいています。

ただ、まだ実感できないと感じる方もいらつしやることも承知をしております。国民一人一人に景気回復の波が広がっていくよう、あらゆる政策を総動員してまいります。

なお、御指摘の中長期の経済財政に関する試算については、過去の実績や足下の経済状況を踏ま

えて作成しており、非現実的な想定との御指摘は当たらず、ましてや統計不正とも何ら関係ありません。

アベノミクスが失敗したのではないかとのお尋ねがありました。

政権交代以前、我が国は長い間デフレ不況の中に沈み込み、企業は売上げや利益が増えずに給料は下がつていました。また、円高が進む中で、大企業は製造拠点を海外に移す一方、中小・小規模事業者は付いてはいけず、倒産が相次いでいました。

この経験を踏まえ、安倍内閣では、政権交代後、長引くデフレから脱却し、日本経済を力強く成長させていくため、これまでとは次元の違う政策パッケージとして、アベノミクス三本の矢に一体として取り組んでまいりました。この結果、極めて短い期間でデフレではないという状況をつくり出す中で、名目GDPは一割以上成長し、国民生活にとつて最も大切な雇用も大きく改善しているのは事実であり、えせ好景気、経済成長偽装といった御指摘は全く当たりません。

また、格差や貧困についても、成長と分配の好循環を生み出す観点から、児童扶養手当の増額や給付型奨学金の創設を進める中で、一人親家庭の大学進学率は二四%から四二%に上昇し、悪化を続けてきた子供の相対的貧困率も減少に転じ、大幅に改善するとともに、平成五年以来一貫して増加していた現役世代の生活保護世帯も、政権交代後、八万世帯減少するなど、実績が上がつていま

引き続き、アベノミクスを全力で推進し、少子高齢化が進む中でも力強い成長を続ける経済をつくり上げることで、責任を果たしてまいります。

消費税率引上げについてお尋ねがありました。

消費の動向を見ると、二〇一四年四月の消費税率八％への引上げにより、大きな駆け込み需要と反動減が生じ、景気の回復力が弱まることとなったものの、その後のアベノミクスの取組により、GDPベースで見ても、二〇一六年後半以降増加傾向で推移している。

消費を取り巻く環境を見ると、生産年齢人口が減少する中でも雇用が大幅に増加し、国民みんなの稼ぎである総雇用者所得は名目でも実質でも増加が続くなど、雇用・所得環境は着実に改善しており、消費は引き続き持ち直しが続くことが期待されます。

その上で、消費税率の一〇％への引上げは、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定財源を確保するために、どうしても必要なものです。

リーマン・ショック級の出来事がない限り、法律で定められたとおり、十月に現行の八％から一〇％に引き上げる予定です。

今回の消費税率の一〇％への引上げに当たっては、前回の反省の上、あらゆる施策を総動員し、経済に影響を及ぼさないよう全力で対応してまいります。いただいた消費税を全て還元する規模の十二分な対策を講じ、景気の回復軌道を確認かなものとしてまいります。

ポイント還元についてお尋ねがありました。

大企業は、消費税率引上げ後、自己負担でセー

ルなどを実施できるのに対し、中小・小規模事業者は、大企業に比べて体力が弱く、競争上の不利があります。今回のポイント還元は、逆進性対策ではなく、こうした点を踏まえ、中小・小規模事業者に対する消費をしっかりと下支えする観点から実施するものです。

連合の調査によれば、昨年春、中小企業では二十年ぶりの高い水準の賃上げが実現したところであり、今回のポイント還元によって雇用の七割を支える中小・小規模事業者の売上げが大きく伸びれば、従業員の方々の更なる所得拡大など、裾野の広い波及効果も期待されると考えます。

その実施に当たっては、クレジットカードのようなものだけではなく、与信審査が不要で、店頭で誰もがすぐ作ることができるプリペイドカードも含めて幅広い選択肢を用意することで、所得などにかわらず、全国津々浦々の幅広い消費者の皆さんがそのメリットを受けられるように考えます。

また、今回は、店頭でQRコード一枚を置くだけで導入でき、中小・小規模事業者の皆さんの維持コストがほとんど掛からないQR決済を始め、幅広いキャッシュレス決済手法を対象といたします。決済端末の導入が必要となる場合も、しっかりと支援を行い、その負担をゼロとするとともに、手数料についても、三・二五％以下とした上で、さらにその一部を補助するなどにより、中小・小規模事業者の皆さんの経済的負担を軽減

し、キャッシュレス決済の普及を図ってまいります。

海外で急速にキャッシュレス決済が普及する中、日本を訪れる外国人観光客の七割がキャッシュレスがあればもつとお金を多く使ったと回答しています。キャッシュレス決済はインバウンド消費による売上げ拡大の大きなチャンスであり、外国人観光客四千万人時代の到来を見据え、今回のポイント還元を通じて中小・小規模事業者の皆さんの新しい成長へとつなげていく考えであります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 江崎議員から、個人所得課税の見直しと消費税の軽減税率、金融所得課税、給付付き税額控除、未婚の一人親への対応等について、計四問お尋ねがあつております。

まず、個人所得課税の見直しと消費税の軽減税率についてのお尋ねがありました。

平成三十年度税制改正における個人所得課税の見直しでは、所得再分配機能の回復のほか、働き方改革を後押しする観点から、各種控除の見直しを行ったところであります。

他方、消費税の軽減税率制度は、ほぼ全ての人が毎日購入をしておられる飲食料品等の税率を八％に据え置くことにより、買物の都度、痛税感の緩和を実感できるとともに、低所得者ほど収入に占める消費税率負担の割合が高いという、いわゆる消費税の逆進性を緩和できるといふ利点があることから、低所得者への配慮として実施するものであります。

このように、軽減税率制度は、逆進性の緩和の観点から実施するものでありまして、高所得者から徴収した税金の多くを高所得者に還元するとの議員の御指摘は当たりません。

次に、金融所得課税についてのお尋ねがありました。

お尋ねの金融所得課税の税率を二五％に引き上げた場合の増収額につきましては、将来の株価、また税率の引上げが投資家の行動や株式の取引高に与える影響等について予測することができませんことから、増収額を見積もることが困難であることは御理解いただけると存じます。

なお、金融所得課税については、平成二十六年から、上場株式の譲渡益等の税率を一〇％から二〇％に引き上げたところであります。これにより、高所得者ほど所得税の負担税率が上昇する傾向が見られ、所得再分配機能の回復に一定の効果があつたのではないかと考えております。

いずれにせよ、金融所得課税を始め所得税の在り方につきましては、経済社会の情勢の変化も踏まえつつ、不断に検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、給付付き税額控除についてのお尋ねがありました。

給付付き税額控除につきましては、マイナンバー制度の導入後、以前よりも正確な所得把握が可能にはなりましたものの、海外で得た所得や源泉分離課税として得ている利子所得などにつきま

しては、マイナンバー制度を利用してもなお正確な把握は困難であります。課税最低限以下の所得の方々につきましては、そもそも申告義務がないということから、その所得を把握できないといった課題があります。

また、社会保障番号が導入をされておりますアメリカやイギリスにおきましても、給付付き税額控除の過誤、不正受給の問題があることにも留意すべきであると考えております。

そうした中で、政府としては、税制抜本改革法に示された選択肢の中から、軽減税率制度を低所得者に配慮する施策として実施することとしたものであります。

こうしたことから、給付付き税額控除は、消費税率引上げに伴う低所得者対策として実施することを考えてはおりません。

最後に、未婚の一人親に対する税制上の対応についてのお尋ねがありました。

未婚の一人親に対する税制上の対応につきましては、平成三十一年度与党税制改正大綱を踏まえ、地方税法の改正において、子供の貧困に対応するため、児童扶養手当の支給を受けており、所得が一定以下の一人親に対して、個人住民税を非課税とする措置を講ずることとしたところであります。

他方、議員御指摘の寡婦控除につきましては、制度の成り立ち等も踏まえ、引き続き検討が必要であることから、国税、地方税共に見直しを行うこととはいたしておりません。

いずれにせよ、平成三十一年度与党税制改正大

綱では、更なる税制上の対応の要否等について、平成三十二年度税制改正において検討し、結論を得ることとされており、政府といたしましては、与党の議論を踏まえて適切に対応してまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣石田真敏君登壇、拍手)

○国務大臣(石田真敏君 江崎議員にお答えをいたします。

まず、マイナンバーの国民の利便性向上についてお尋ねがございました。

マイナンバー制度は、より公平公正な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、デジタル社会のインフラとして国民の利便性の向上や行政の効率化に資するものであります。

マイナンバーは、既に平成二十八年一月より、社会保障、税、災害対策分野の各行政事務で広く利用されておまして、例えば児童手当の申請や介護保険料の減免申請など千二百以上の行政手続におきまして、マイナンバーを記載していただくことにより、これまで行政機関に発行を申請し添付する必要のあった住民票の写しや課税証明書等の書類を省略可能となるなど、国民の利便性向上を実現してきているところであります。

今後、更にこのような情報連携の対象を拡充していくとともに、先般のデジタル・ガバメント閣僚会議を受けまして、私の下で、マイナンバーカードを活用した消費活性化策、また健康保険証との一体化などを含めたマイナンバーカードの普及策及びマイナンバーの更なる利活用促進策について取りまとめる予定であります。

引き続き、マイナンバー制度の利活用を促進し、より一層国民に制度のメリットを実感していただけるよう取り組んでまいります。

次に、一人親に対する個人住民税の非課税措置等についてお尋ねがございました。

今回の税制改正では、児童扶養手当の支給を受けており、所得が一定以下の一人親に対して、個人住民税を非課税とする措置を講ずるとともに、児童扶養手当の支給を受ける未婚の一人親に対して、特別給付金を支給することとしております。

今回の措置は、一人親に対して講ずるものであり、事実婚状態である方は措置の対象としないこととしたしております。

この点、児童扶養手当は一人親が事実婚状態でないことを確認した上で支給されていることから、今回の措置を講ずるに当たって、児童扶養手当受給者を対象とし、その情報を活用して事務を行うものであり、事実婚状態でないことの確認のために地方団体が新たに多大な事務負担を負うものではないと考えております。(拍手)

(国務大臣世耕弘成君登壇、拍手)

○国務大臣(世耕弘成君 江崎議員にお答えいたします。

消費増税前後の需要の平準化とキャッシュレス決済普及の両立についてお尋ねがありました。今回の制度では、消費税率引上げ分を単にカバーするだけでなく、更に消費を喚起する観点から、還元率を5%としています。

また、実施期間中に決済事業者が手数料を三・

二五%以下とすることを補助の条件としており、さらに、各決済事業者の手数料水準や期間終了後の手数料の取扱いについて、事前に決済事業者から中小・小規模事業者に対して公表させることといたします。

近年、手数料を低廉な水準に設定する新興の決済事業者も出てきており、多様な決済事業者が参加することで市場競争が促進されることを期待しております。

これらの取組により、消費税増税前後の需要平準化を目指すとともに、キャッシュレス決済をしつかりと普及させていきたいと思っております。

法人間の取引の不正により予算が膨らむのではないかとのお尋ねがありました。

法人間取引は今回の制度の対象からは排除しないこととしておりますが、これまで、決済事業者間で悪質加盟店情報を共有し、こうした加盟店を排除するといった仕組みが存在しています。

今回の制度を濫用したポイント取得についても、こうした仕組みも参考に、決済事業者ともよく連携して防止に万全を期します。万が一、今回の制度を濫用したポイント取得が行われていることが発覚した場合には、厳正に対応し、不正防止に万全を期してまいります。

このため、法人間の取引の不正により予算が膨らむことは考えておりません。

ポイント還元終了前後の駆け込み需要と反動減についてお尋ねがありました。消費税率引上げによる反動減対策は、無期限に実施し続けることはできないため、どこかで打ち切る必要があります。

そのような中、今回のポイント還元事業では、その適用期間をインバウンドなどによるキャッシュレス需要の拡大が見込まれる二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック大会の前までの九か月間とすることで、ポイント還元事業を終えることによる反動を最小限に抑えることができると考えております。(拍手)

○議長 伊達忠一君 古賀之士君。

(古賀之士君登壇、拍手)

○古賀之士君 国民民主党・新緑風会の古賀之士です。

ただいま議題となりました所得税法等改正案について、会派を代表して質問いたします。

税制の問題に入る前に、間もなく八年を迎える東日本震災の課題についてお尋ねいたします。

我々国民民主党は、先日、東京電力福島第一原子力発電所を含む被災地の現状を視察いたしました。改善したとはいえ、いまだ厳しい環境の中、廃炉という困難な目標に向けて懸命に働いている人たちが、慣れない避難所で不安がる子供たちを世話したこと、将来福祉関係に進む決意を力強く訴えた、ふたば未来学園高校の生徒会長。海への誇りをあふれんばかりにみなぎらせ、ふるさと復活への願いについて身を乗り出して語りかける漁業関係者。国民の生活の場に何ってこそ、政治の課題をつかむことができる。今回の視察によってそのことを改めて実感いたしました。

中でも、地元の町長や村長が口々に訴えた復興庁の後継組織の問題は、与野党関係なく、早急に

対処すべきでしょう。総理、この参議院本会議の場で、三月十一日を控えたこのタイミングで、復興庁の後継組織について国民に向けて明言すること、政治の責任を果たしていただけますようお願い申し上げます。

さて、今回の法案について、総理から来年度税制改正の全体的な狙いを端的に述べていただけないでしょうか。あわせて、いわゆる骨太の方針で示された、真に必要な財政需要の増加に対応するための歳入改革努力について、真に必要な財政需要とはどのようなものか、総理よりお示しく下さい。

税を徴収する現場の状況についてもお尋ねいたします。

近年における新規発生滞納額については、消費税からおよそ六割と大きな割合を占めています。しかも、前回の税率引上げで消費税滞納発生額が一七％も増加したことを考えれば、今年の引上げが行われた際にも滞納は一層増える予想されます。

加えて、政府が強行しようとしている軽減税率の問題もあります。何が対象となり、何が対象とならないか、混乱が生じることは火を見るより明らかであり、第一線の税務署にそのしわ寄せが行くことになるでしょう。

適正、公正な課税と徴収の実現及び歳入の確保のためには、国税職員の定員確保と機構のより一層の拡充が急務であると思われませんが、総理大臣のお考えをお聞かせ願います。

昨日の内閣府の発表を受け、メディアは、景気

が後退期に入ったのではないかと、現政権の戦後最長の景気拡大にイエローライトがともったのではないかと伝えております。そもそも、実感のない景気拡大の中で、本当に消費税を上げていいのでしょうか。

総理に消費税を本当に引き上げるかどうか質問いたしますと、必ずと言っていいほど、先ほどもそうでしたが、こうお答えになります。リーマン・ショック級の出来事が起こらない限り引き上げる。この経済情勢がリーマン・ショック級かどうかの判断は、専門家も含めた国民的議論が必要でしょう。G20の開催を目前に控えています、三年前の伊勢志摩サミットのように、国際会議の場で突然、リーマン・ショックに似ているなどとおっしゃらないように、総理にお願いを申し上げます。

消費税については、軽減税率への相談体制についてお尋ねいたします。

ある中小企業の経営者は、軽減税率への疑問があったので国税庁の相談ダイヤルに掛けてみたそうです。すると、耳を疑う言葉が流れてきました。ナビダイヤルでおつなぎします、二十秒ごとにおよそ十円で御利用いただけます。しかも、午後五時を過ぎていたため、結局つながらなかったとか。電話を掛けた方はあきれ果てたそうです。

これは、電話対応という一見小さな問題に見えるかもしれませんが、しかし、国民に対する政府の姿勢を象徴する出来事ですので、あえて取り上げさせていただきました。

国民民主党は、軽減税率には断固反対です。し

かし、実施をあくまで強行するのであれば、電話を掛けて、哑然、茫然、愕然とする人を一人でも減らすために、この有料の相談対応についてせめてもう少し改善していただけるかどうか、財務大臣にお伺いいたします。

次に、キャッシュレス・消費者還元事業についてです。

政府は、キャッシュレス決済を進めるため、消費者へのポイント還元や決済端末の導入補助を行うとしています。決済端末の導入補助におけるこの決済端末とは何を指すのでしょうか。キャッシュレス決済に使われる手段は、クレジットカードやプリペイドカード、QRコードに限られるものではないと。今や顔認証、虹彩認証といった生体認証、あるいはマイクロチップ皮膚埋め込み認証といった最先端の認証技術を用いた決済は実用段階にあります。端末費用の三分の二は国が持つと聞いていますが、こうした最先端決済システムも今回の補助の対象になるのでしょうか。経産大臣にお尋ねいたします。

そもそも、政府が税金を使ってポイント還元を行うわけですから、適切に還元されたかどうかのチェックのため、各事業者はキャッシュレスによる購買履歴を保存しておく必要があるでしょう。割引は小売店やサービス事業者が行う一方、ポイントや値引きの補助は決済事業者に対して行われるため、優越的地位の濫用を防ぐ観点からも、履歴の保存は重要です。

では、どれくらいの期間、どこで保存しておけばよいのでしょうか。経産大臣におかれまして

は、事業の対象となる九か月間の終了後の保存期間についてお答えいただけますでしょうか。

データの保存場所はでしょうか。決済データが例えば中国において処理及び保存された場合、我が国の法律においてポイント補助に値するかどうか政府がチェックできるのか、あるいはそうした行為が中国の法律において可能かどうか、経産大臣に確認いたします。

以上、やや細かいところまで質問いたしました。これは政府の目指すキャッシュレス社会がどのようなものに関わってくるためです。

ICチップの付いていないクレジットカードを店員に渡し、ボールペンでサインした上でカード利用明細書を紙で受け取る、こうした従来のシステムもキャッシュレスには違いありません。しかし、あえて税金で補助して普及を図るのが適切かどうか、いま一度考える必要があるのではないのでしょうか。

政府は、キャッシュレス比率四〇％を成果目標としていますが、そうした量的基準のみならず、質的基準において、例えばサインの要らない世界一のキャッシュレス国家を目指し、実現すべきです。すなわち、先端技術による認証の普及やそれに伴う課題の解決に向けて、まさに今取り組まなければならないと考えています。

研究開発税制についてもお聞きしたいところですが、これは後日、機会があれば財政金融委員会と質問を考えております。なぜなら、日本の産業競争力の強化について、税制に先んじてお尋ねしなければならぬこと、すなわち産業革新投資機構の問題があるからです。

この機構のトップである社長は今誰がお務めで、どのような経営方針が示されているのでしょうか。経産大臣からお答えをいただくとともに、財政投融資特別会計投資勘定を所管する財務大臣より、産業革新投資機構及びその子会社の株式会社INCJの現状について、政府による多額の出資に値するかどうか、御意見を聞かせてください。

今回の税制改正については、これまでお尋ねした論点以外にも疑問点が多く残っております。しかし、残念ながら、時間が迫っております。テレビ局でキャスター、アナウンサーをしていましたプライドに懸けまして、時間内に収めるべく、私の質問を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 古賀之土議員にお答えいたします。

復興庁の後継組織についてお尋ねがありました。

本日、復興の基本方針を見直し、復興庁の後継組織について、政治の責任とリーダーシップの下で復興庁と同じような司令塔機能を果たす組織を置く方針を決定しました。今後、この方針に沿って具体的な組織の在り方について検討を進めてまいります。

税制改正法案の狙いと財政需要についてお尋ねがありました。

今般の税制改正法案では、消費税率一〇％への引上げの影響に対応するとともに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、税制面で所要

の措置を講じることとしています。

具体的には、住宅ローン税制や車体課税の大幅な減税のために必要な見直し、持続的な成長経路の実現に向けたイノベーション促進のための研究開発税制の見直し、個人事業者の円滑な事業承継を支援するための相続税、贈与税の新たな納税猶予制度の創設等を実施することとしています。

また、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック大会を控えた更なる観光需要の増大に対応するための国際観光旅客税の創設や、二〇二〇年の5Gの実現を始め、ソサエティー五・〇に向けた電波利用二・ズの拡大等に対応するための電波利用料の見直しなど、真に必要な財政需要の増加に対応するための歳入改革にも取り組んでいるところであります。

国税庁の体制整備についてお尋ねがありました。

税務行政を取り巻く環境については、経済活動の国際化、ICT化による調査、徴収事務の複雑化や申告件数の増加などにより、厳しさが増しています。また、軽減税率制度についても、その円滑な実施に向けてしっかりと取り組んでいく必要があり。こうした中で、適正、公平な課税、徴収を引き続き実現していくことは重要な課題と考えています。このため、平成三十一年度予算における国税庁の定員については、歳入官庁としての重要性も踏まえ、厳しい財政状況の下ではあるものの純増にするなど、配慮を行っております。

政府としては、今後とも、業務の効率化を図りつつ、中長期的に必要な機構、定員を確保し、税務執行体制の強化に努めてまいります。

残余の質問につきまして、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(麻生太郎君) 古賀議員から、軽減税率制度の実施に向けた相談体制の改善及び産業革新投資機構についての計二問、お尋ねがあつております。

まず、軽減税率制度の実施に向けた相談体制についてお尋ねがありました。

軽減税率制度の円滑な実施に向けて、周知、広報や相談対応にしっかりと取り組むことが重要なことは言をまちません。このため、軽減税率制度に対する相談、照会について、まず、議員御指摘のとおり、皆様が同一料金で利用できる専用の消費税軽減税率電話相談センターを設置をいたしております。あわせて、各税務署に改正消費税相談コーナーを設置し、来署、お見えになったときによる相談相手において、個々の実情に応じたきめ細かな情報を提供することに努めております。御指摘のありました点等につきましては更なる改革に努めてまいりたいと存じます。

さらに、事業者団体、関係民間団体とも連携した無料の説明会を計約五万回開催し、延べ百四十五万程度の事業者の皆様に参加をいただいております。

また、適用対象品目や請求書の書き方等について具体的な事例に基づいて解説をさせていただいたQ&Aやパンフレットを無料で提供もいたしております。

引き続き、軽減税率制度の円滑な実施に向けてしっかりと取り組みますとともに、事業者の皆様

ニーズ等を踏まえた、より良い周知、広報や相談対応となるように検討してまいりたいと考えております。

最後に、産業革新投資機構等についてのお尋ねがありました。

産業革新投資機構につきましては、その前身であります産業革新機構に対して、平成二十一年から二十五年までの間に累計で二千八百六十億円の産投出資を行っております。この出資金等を財源として、機構は、これまで約九千億円の投資を行い、累計として一千八百億円を超える収益を上げておりまして、適切に運営を行ってきたと考えております。(拍手)

〔国務大臣世耕弘成君登壇、拍手〕

○国務大臣(世耕弘成君) 古賀議員にお答えいたします。

ポイント還元制度における決済端末についてお尋ねがありました。

今回の制度では、決済事業者が中小・小規模事業者に対して提供するものとして登録したキャッシュレス決済端末やその附属機器などについて、その導入費用の三分の一を負担することを前提に、残り三分の二を国が補助し、中小企業の負担がゼロになる形で導入支援を行うこととしております。

御指摘のような最先端の認証技術を用いた決済端末についても、今回の制度に参加する決済事業者が登録した上でその導入費用の三分の一を負担するのであれば、支援の対象となり得るものと考ええます。

キャッシュレスによる購買履歴の保存期間についてお尋ねがありました。

今回の事業においては、補助金の適正な交付やその事後的な確認の観点から、決済事業者に対しては、購買履歴や消費者へのポイント付与履歴などの情報について、事業終了後五年間、決済事業者において保存することを求めることとしております。

決済データの処理保存場所についてお尋ねがありました。

今回の制度に参加する決済事業者に対しては、個人情報情報の許可のない利用防止の体制整備も含め、十分なセキュリティを担保することを求めることとしております。

具体的には、決済事業者の登録手続の際に、セキュリティに関する外部認証や社内規定などの提出を求め、どこでデータを処理、保存するのであれ、十分なセキュリティが担保されているか審査を行うこととなります。

その上で、仮に制度の実施を通じて十分なセキュリティが担保されていない事業者が発覚した場合には、当該決済事業者の参加資格を停止し、補助金返還要求を実施するなど、厳しい対応を取ることであります。

産業革新投資機構の社長と経営方針についてお尋ねがありました。

株式会社産業革新投資機構は、現在は暫定的な体制となっており、社長は不在となっております。現在、有識者の皆様の御意見を丁寧に向いながら、今後の産業革新投資機構の運営の在り方に

ついでの方をまとめているところでありあります。

この考え方をまとめた上で、その内容に沿って後任の社長等の人選について検討を進め、経営方針についても新たな運営体制の下で議論をしてまいりたいと考えます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 理事が協議中でございますので、少々お待ちください。

答弁の補足がございます。財務大臣麻生太郎君。

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(麻生太郎君) 先ほどの答弁の中で、産業革新投資機構の、INCJの話だったと思うんですが、この産業投資革新機構につきましては、その前身でありますいわゆる産業革新、いわゆるINCJに対して、平成二十一年度から二十五年までの累計で二千八百六十円の産投投資を行っております。これは、主たる答弁としてINCJの話を見せていただいているというように御理解いただければと存じますが。

よろしゅうございましょうか。よろしいですか。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 藤巻健史君。

〔藤巻健史君登壇、拍手〕

○藤巻健史君 日本維新の会・希望の党の藤巻健史です。

会派を代表して、所得税法の一部を改正する法律案について質問いたします。

総理や麻生大臣は、通常国会初めの施政方針演

説等で、今年度の税収は約六十二兆円で史上最高の税収だと、税収の多さに触れられています。いかにも景気回復のあかしのようなお話しぶりです。

確かに、今までの史上最大の税収は、狂乱経済と言われたバブル期末期の一九九〇年に上げた六十・一兆円です。あのときを多少ですが超す税収となるようです。

問題は、一九九〇年の歳出は六十九・三兆円だったということです。九〇年度と今年度、ほぼ同じ税収なのに、歳出が九〇年度の六十九兆円から今年度は百一兆円へと、四六％も伸びていることです。これでは、千九十二兆円もの赤字がたまる道理です。

安倍内閣は、経済再生と財政の健全化という二大課題の両立を目指すと言っていますが、財政の健全化に真剣に取り組んでいるとは到底思えません。安倍総理、総理はそれでも財政再建に真剣に取り組んでいると自信を持って言えるのでしょうか。総理、お答えください。

ところで、二〇一七年度の名目GDPは五百四十七・四兆円でした。二十年前の一九九七年度のGDPは五百三十三・四兆円と、今とほとんど変わっておりません。経済全体の規模が大きくなっていないのなら、もし人口が変わらなければ、一人当たりも豊かになっていないことになりました。現在、国民の間に、景気が良くなった、豊かになったという実感がないのは当然なのです。名目GDP、すなわち国の経済規模が大きくなっていないのなら税収が増えないのも当たり前

です。例えば、国全体の経済が二倍にしか拡大していないのに、税収が四倍になっていけば国民は怒ります。経済の果実を国が皆持つていつてしまったことになるからです。国全体の経済が二倍になつていけば、国民一人一人の生活は二倍豊かになり、税収も二倍になるのがあるべき姿です。この二十年間では、国全体の経済が全く成長してないのですから、税収が増えないのも道理です。

実際、税収は、一九九六年度の五十二・一兆円から二〇一七年度の五十七・七兆円と、消費税率を勘案するとはば変わりがありません。一方、歳出は、七十八・五兆円から九十九・一兆円と、二六％増加しています。

名目GDPが上昇しないから税収は伸びない、しかし歳出はうなぎ登り、だからその差を消費税の増税で補う。これでは国民が怒るのは当たり前だと思えます。あるべき姿は、名目GDPを二倍にし、税収を二倍にする。そうすれば、歳出が二倍になつても財政問題は生じることもなかったはず。

しかも、この二十年間で、名目GDPを二倍にし、税収を二倍にすることは難しくなかったはず。他国は容易に二倍以上の成長をしているからです。この二十年間で、アメリカは二・二倍、イギリスは二・一倍、オーストラリアが三倍、シンガポール二・八倍、韓国が三・一倍、中国は九・三倍と成長、日本だけが成長なしなのです。このことからして、GDPを他国並みに二倍にすることは難しいことではなかったはずなのです。税制の議論とは、足りないお金をどう徴収する

かではなく、国にどういう勢いを付けてGDPを拡大するのか、国をどういう方向に持っていきたいのかを議論する場のはずだと思えます。

二十年間だけでなく、三十年間で見て四十年間で見ても、日本の経済成長は世界先進国の中で断トツのびりです。情けない限りです。アベノミクスの下では、政権が主張するように、確かに景気は改善しました。しかし、米英独三か国と比べると、成長率の格差は逆にアベノミクスの下で広がっているのです。二〇一三年から一七年までの実質GDP、これ年率ですが、アメリカ二・三％、イギリス二・四％、ドイツは二・〇％、日本は一・四％なのです。

日本人は世界で最も勤勉で頭が良い優秀な民族のはずです。それなのにこの低成長は、何か重大なシステムエラーがあるに違いありません。そのシステムエラーを大胆に変える手段の一つこそが税制の役割だと考えます。今回の税制改革法案にそのような骨太の税制改革はあるのでしょうか。総理、お答えください。

骨太の政策でも名目GDPを十分引き上げられず税収が不足するのなら、まずは歳出カットを考えるべきです。徹底的な行政改革を行って財源を確保すべきです。そのために、まずは政治家自身が議員給与の削減や定数削減を大胆に行い、身を切る改革を行うべきです。議員自身が率先して範を示さなければ、行政改革などできるはずがありません。まずは隗より始めよです。日本維新の会と希望の党は、口先だけではなく、実際に毎月議員給料から十八万円を差し引き、まとめて被災地に

お送りしておりますが、このような我が党の身を切る改革の実行に対し、総理はどのような御感想をお持ちか、お聞かせください。

それでは、具体的な質問に入ります。本法律案は、十月一日から消費税を一〇％に引き上げることを前提に、消費税増税に伴う駆け込み需要と反動減を緩和し、景気を平準化するため、の税制改革のてんこ盛りです。キャッシュレス決済へのポイント還元やプレミアム商品券の配布、住宅や自動車関連の減税などです。これら対策の総額と消費税率引上げに伴う家計の負担増加額とはどちらが大きいのか、麻生大臣、お答えください。

このような政策を打ったところで、将来、ポイント還元の期限が近づくとつれて駆け込み需要が発生し、期限が切れば大きな反動減が生じると考えられます。すなわち、単なる景気のぶれの先送りすぎないと思えますが、総理、いかがでしょうか。

ポイント還元の期限が来たとき期限後の落ち込みを防ぐために更なる対策が取られるのなら、財政再建など何年たつても到底おぼつかないことになりませんが、総理、いかがでしょうか。個人事業者の事業承継税制の創設案には反対するものではありません。しかし、ゾンビ企業の延命になり、産業の新陳代謝を遅らせることにはなりません。また相続税に関して自営業者とサラリーマンとの不平等感につながらないか、その検討は必要だと思えます。総理、この点についての感想をお聞かせください。

私どもは、年末調整制度を廃止し、全ての国民が確定申告を行うことで、税の使い道に關してもっと注意を向けることが大事だと考えています。それが無駄な歳出抑制につながります。そのためにも、税制をシンプルにすることが不可欠です。消費税の複数税率は、まさに納税事務の簡素化に逆行します。納税事務、徴税事務を複雑にするだけではなく、利益誘導の温床にもなります。総理、消費税の複数税率を廃止するつもりはないか、お聞かせください。

最後に、外貨預金並びに仮想通貨税制についてお聞きします。今回のこの法律案の中に仮想通貨という文言が入ったことは画期的だと思います。しかし、安倍総理が二月七日の予算委員会での私の質問に対し、仮想通貨については、国際的な動向を踏まえ、今後、暗号資産と呼ぶことが適当と考えておりますのでと答弁されています。また、麻生大臣も何度となく同じような発言をされています。それなのに、なぜ所得税法では仮想通貨という名称がいまだ使われているのでしょうか。何としても資産の譲渡とは認めたくないという主張でしょうか。麻生大臣、お答えください。

なお、外貨預金の譲渡益、すなわち交換による為替差益ですが、並びに仮想通貨の譲渡益等は雑所得に分類され、税率の軽減措置もなく、他の所得とも損益通算ができないなど、納税者にとつてかなり厳しい扱いとなっています。外貨預金の為替益が譲渡所得、特に株と同じような分離課税の譲渡益だったとしたら、多くの国民が外貨預金を

し、異次元緩和での政策を取らなくても円安が進
行し、景気回復、消費物価、CPI上昇につな
がっていたと思います。日銀が出口に苦しみ、異
次元緩和の副作用におののくこともなかったはず
です。

また、インターネットの次の革命と言われてい
るブロックチェーンと裏表の関係にある暗号資産
の譲渡益も同様の扱いであれば、この業界が発展
し、日本の将来の飯の種となると思います。先ほ
ど述べたように、税制とは単に徴税の論理だけで
考えるのではなく、国の方向性を考える方向付
けや、そして国力の勢いを決める強力な手段であ
ると考えます。総理、この点に関しての感想をお
教えください。

重ねて申し上げますが、税制は単なる徴税法の
議論だけではなく、国の方向や勢いを決める非常
な重要なツールであるとの主張をして、私の質問
を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 藤巻健史議員にお
答えをいたします。

財政健全化についてお尋ねがありました。

安倍内閣では、財政再生なくして財政健全化な
しとの基本方針の下、財政健全化に大きな道筋を
付けてまいりました。この結果、来年度予算にお
ける国の税収は過去最高、六十二兆円を超えると
ともに、社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化
による増加分に収めるなど、歳出改革の取組を継
続することで、新規国債発行額が政権交代前と比

較して約十二兆円減少し、安倍内閣発足以来七年
連続で減少しているところです。

今後とも、経済再生と財政健全化の両立を図
り、二〇二五年度のプライマリーバランス黒字
化、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げ
を目指してまいります。

我が国の経済成長と今般の税制改正法案につい
てお尋ねがありました。

この二十年間、我が国の名目GDPは他の先進
国、新興国と比べて低い伸びにとどまっております。
これは、我が国が、バブル崩壊以降の長引く
デフレの中、企業が賃金を抑制し、消費者も将来
への不安などから消費を減らさざるを得ず、その
結果、需要が低迷、デフレを加速するという悪循
環から抜け出せずにいたためであります。

この経験を踏まえ、安倍内閣では、政権交代
後、アベノミクス三本の矢の取組により、極めて
短い期間でデフレではないという状況をつくり出
す中で、名目GDPは一割以上増加しております。
す。

こうした景気回復の動きを確かなものとする
と同時に、国難とも言える少子高齢化を克服し、全
世代型社会保障制度を構築するための安定財源の
確保がどうしても必要です。

このため、本年十月から消費税率を一〇％に引
き上げ、安定財源を確保しつつ、同時に、引上げ
による経済への影響に対応する観点から、今般の
税制改正法案では、住宅ローン税制や車体課税の
大幅な減税のために必要な見直しを行うこととし
ています。また、持続的な成長経路の実現のた

め、イノベーション促進のための研究開発税制の
見直しや、個人事業者の円滑な事業承継を支援す
るための相続税、贈与税の新たな納税猶予制度の
創設等を実施することとしています。

身を切る改革についてお尋ねがありました。
我々政治家は、政策を実現するため、真摯に努
力を続け、国民の負託に応えていかなければなり
ません。国民の皆さんに様々な御負担を求める以
上、我々政治家も常に自らを省みる必要があるこ
とは当然です。

日本維新の会・希望の党においても、そうした
観点から、率先垂範して身を切る改革を続けてい
かれることについては敬意を表したいと思いま
す。

その上で、政治に要する費用の問題は、議会政
治や議員活動の在り方、すなわち民主主義の根幹
に関わる重要な課題であることから、国会におい
て国民の代表たる国会議員が真摯な議論を通じて
合意を得る努力を重ねていかなければならない問
題であると考えております。

消費税率引上げに伴う対応後の需要変動につ
いてお尋ねがありました。

今回の消費税率の引上げに当たっては、前回の
八％への引上げの際の経験を踏まえ、十二分な対
策を講じることで、引上げに伴う需要変動に備え
ることとしております。その際、例えば、今回の
ポイント還元は、インバウンド需要等の拡大が見
込まれる東京オリンピック・パラリンピックの手
前の来年六月までの期限措置とすることで、反動
減による景気の悪影響を最小限に抑えることがで

きるものと考えています。

その上で、対策後も我が国経済が力強く成長す
るためには、中長期的な観点から、物的、人的投
資を喚起しながら生産性を引き上げ、経済の成長
力を強化していくことが重要です。

対策後の需要変動には留意しつつ、自律的な成
長軌道を確認可能なものとし、戦後最大のGDP六百
兆円の実現に向けて着実に歩みを進めてまいりま
す。

個人事業者の事業承継税制についてお尋ねがあ
りました。

個人事業者の持つ優れた技術やノウハウが円滑
に継承されるようにするため、今般の税制改正法
案では、承継時点での贈与税、相続税の支払負担
をゼロにすることをしています。

本税制は、承継計画の策定など、事業が継続さ
れる要件を設けた上で、経営者の代替わりを支援
するものであることから、議員御指摘のようなゾ
ンビ企業の延命や、産業の新陳代謝の遅れにつな
がるものではないと考えています。

また、事業を営んでいる個人とそれ以外のサラ
リーマンなどの公正性を図る観点から、その適用
対象資産について面積上限を設けるなど、不平等
につながらないような配慮をしています。

今般の個人事業者の事業承継税制に加えて、
マッチング機能の強化、後継者支援の補助金など
を合わせた切れ目のない支援により、円滑な事業
承継を後押ししてまいります。

軽減税率制度についてお尋ねがありました。
軽減税率制度は、ほぼ全ての人が毎日購入して

平成三十一年三月八日 参議院会議録第七号

所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一六

いる食料品等の税率を八％に据え置くことにより、消費税の逆進性を緩和しつつ、買物の都度、痛税感の緩和を実感できるという利点があることから、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として必要なものであり、予定どおり実施することとしています。

既に制度が導入されている欧州諸国においても、制度として定着し、円滑に運用されていると承知しています。

我が国においても、こうした諸外国の例も参考にしながら、政府を挙げて、軽減税率制度の周知、広報に全力を尽くしていくことで、多くの方々に御理解をいただき、円滑に実施できるようにしてまいります。

為替差益や暗号資産取引への課税についてお尋ねがありました。

暗号資産に活用されているブロックチェーン技術については大きな可能性があると認識しており、企業の生産性向上や様々なサービスの利便性、安全性向上につながるよう、様々な主体がその活用にチャレンジしていくことが期待されます。

しかしながら、為替差益や暗号資産取引を分離課税の対象とすることについては、総合課税を原則とする中、その例外である分離課税を適用することにより、所得再分配の機能を損なうまで暗号資産等の取引を強く政策的に支援することが必要と言えるかどうかという課題があります。

また、他の所得との損益通算を可能とすることについては、為替差益や暗号資産取引は、一定程

度、取引のタイミングを調整し、損益の発生時期を選ぶことが可能であるため、広く損益通算を求めた場合、他の所得の状況を踏まえた税負担の調整が可能となるとの懸念があるところでありました。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 藤巻議員からは、消費税率引上げに伴う負担増及び対策の規模と仮想通貨について、計二問お尋ねがあつております。

まず、消費税率引上げに伴う負担増と対策の規模についてのお尋ねがありました。

今回、八％から一〇％への消費税率引上げによる直接の負担増は、軽減税率と差引きで五兆二千億円となりますが、これに、幼児教育の無償化、社会保障の充実など、既に決められております措置三兆二千億円を講じることにより、差引きで経済への影響は二兆円程度と見込まれております。

これに対し、歳出面では、ポイント還元やプレミアム付き商品券、防災・減災、国土強靱化によるマクロ需要の下支えなどで約二兆円程度、税制面では、自動車に係る税負担の軽減や住宅ローン減税の拡張などで約三千億円程度、合わせて二兆三千億円程度の措置を講ずることとしたしており、消費税率引上げによる経済への影響を十二分に乗り越える対策といたしております。

いま一つ、仮想通貨に関してお尋ねがありましたが、仮想通貨や暗号資産という呼称についての

お尋ねであります。

今回の税制改正案では仮想通貨という表現を用いたしておりますが、これは、現行の資金決済法の規定を踏まえた、そのように踏まえさせていただいたものであります。

御指摘のありましたとおり、仮想通貨につきましては、国際的な動向、呼び方の動向ですけれども、を踏まえ、今後、暗号資産と呼ぶことが適当と考えており、別途、今国会に法令上の呼称の変更を盛り込んだ法案の提出を予定させていただいております。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 大門実紀史君。

(大門実紀史君登壇、拍手)

○大門実紀史君 日本共産党を代表して、所得税等改正案に関連して質問します。

まず、現下の経済情勢について、安倍総理の認識を伺います。

総理は、総雇用者所得や名目賃金の増加などを挙げて、景気は回復していると自慢してこられました。しかし、どの世論調査を見ても、景気回復を実感しているは一割台にすぎず、逆に、実感していないは六、七割、圧倒的多数となつています。なぜ総理の認識と国民の実感との間に乖離があるのか、丁寧に説明をしてください。

多くの国民が景気回復を実感できないのは、実際に暮らしが良くなつていないからです。総理がしきりに持ち出される総雇用者所得は、労働者一人当たりの賃金に雇用者数を掛けた数値です。したがって、実質賃金が下がる下で実質雇用者所得

が増えたのは、低賃金の労働者が増えた結果にはかなりません。

しかも、衆議院の質疑で我が党の志位委員長が指摘したように、安倍政権の六年間で増えた就業者三百八十四万人のうち、七割の二百六十六万人が六十五歳以上の高齢者です。内閣府の調査でも示されているように、その多くは、年金だけでは生活できず、働かざるを得ない高齢者です。一方、企業も、業績が伸びても、正社員の新規採用を抑え、低賃金で雇える定年退職者の再雇用を増やしてきました。

総理は、高齢者にも仕事があるという状況を自分がつくり出したかのように言われますが、実態は、賃金を抑えたい企業と政府の年金切り下げ政策で働かざるを得なくなった高齢者とのマッチングによって雇用が増えただけのことです。こんなことは、一国の総理が誇れるような話ではありません。

今総理に求められているのは、年金削減をストップし、安心できる年金制度を確立してほしいという働く高齢者の願いに真つすぐに応えることではありませんか。

また、学生のアルバイト就労が七十四万人も増加しています。一昨日の予算委員会では我が党の吉良よし子議員が指摘したように、学生の就労が増えているのも、学費が高い、親の収入が減り仕送りが減少した、奨学金は将来の返済が不安で借りられないなどの生活苦が一番の理由です。つまり、アベノミクスで新たな雇用が増えたから就業者数が増えたのではなく、アルバイトで働かざる

を得ない学生が増えたから就業者数が増えたのです。これも、総理として誇れるような話ではありません。むしろ、先進国で最低レベルの教育予算や貧弱な奨学金制度が学生たちを働かざるを得ない状況に追い込んで、その責任を自覚すべきです。

限定的な無償化にとどまることなく、学費の大幅引下げ、奨学金制度の抜本的改善に踏み出すべきではありませんか。総理の答弁を求めます。

以上指摘したように、この間の就業者数の増加は、経済政策の成果どころか、暮らしに冷たい安倍政治の結果です。野党の指摘に一々反論するのではなく、もっと謙虚に耳を傾けるべきです。

昨日内閣府が発表した景気動向指数も、三か月連続悪化しています。国民多数の暮らしが良くなっていないことを端的に示すのは、家計消費の落ち込みです。

二〇一四年の消費税増税後、二人以上世帯の実質家計消費は、年換算で二十五万円も落ち込んでいます。消費が回復しないのは、国民の購買力が向上かないからです。購買力は、名目ではなく実質の賃金によって決まります。総理が幾ら名目の数字を強調しても、一人一人の実質賃金が低迷したままでは消費は伸びません。

したがって、実質賃金が低迷している現在の状況で消費税増税を強行すれば、幾ら小手先の増税対策を行っても、消費を一気に落ち込ませ、二〇一四年増税の過ちを繰り返すことになるのは明らかではありませんか。総理の認識を伺います。

総理は、今回の消費税増税の目的について、教

育の無償化などの少子化対策や社会保障に対する安定財源を確保するためだと説明されてきました。

しかし、本来、少子化対策も社会保障も、消費税増税と引換えにするような問題ではありません。このロジックでいけば、今後、教育の無償化を一層拡大してほしいという声が上がれば、それならば消費税の更なる増税を受け入れろ、そういう話になりかねません。それは事実上の消費税の目的税化ではありませんか。総理の答弁を求めます。

そもそも、なぜ、社会保障の財源というと、逆進性のある消費税しか思い浮かばないのでしょうか。ヨーロッパ各国は、付加価値税だけでなく、応能負担の原則の下、法人税や所得税、社会保険料などを組み合わせて社会保障財源を賄っています。社会保障財源に占める付加価値税の比率は高くないのです。それは、国として所得の再分配機能を重視しているからです。

この間、アベノミクスの異次元の金融緩和による円安、株高誘導によって、資本金十億円以上の大企業の純利益は、一二年度の十九・五兆円から一七年度の四十四・九兆円に、二・三倍にも増加しました。金融資産一億円以上を保有する富裕層の資産も、百四十四兆円から二百十五兆円に、一・五倍に増えています。苦しい生活を強いられている庶民に増税するより、こういうものかっている余裕のあるところに負担を求めるべきではありませんか。

にもかかわらず、今回の税制改正では、研究開

発税制の拡充によって更に大企業の負担を減らすうとしています。先月公表された財務省の資料によれば、二〇一七年度分の研究開発税制による減税総額は六千六百六十億円、そのうち上位十社だけで千九百七億円、実に三割近くを占めています。減税額トップのトヨタは一社で約八百億円もの減税です。製造業だけでも数十万の会社がある中で、余りにも特定の巨大企業に偏った減税です。

研究開発税制の大半を占めるのが総額型という仕組みです。総額型は、研究費の総額を基準に減税するため、研究費が減っても減税になります。研究費を増加させるインセンティブなど全くなく、ただの補助金と同じです。政府税制調査会も、二〇一四年に総額型は大胆に縮減すべきだと指摘しています。

麻生大臣、なぜ四百四十兆円を超える史上最高の内部留保を積み上げている大企業に巨額の補助金を出し続ける必要があるのですか。中小企業に対する支援は重要ですが、大企業向けの研究開発減税については、この際抜本的な見直しを行うべきです。答弁を求めます。

また、巨額の株取引をする富裕層ほど優遇されている証券税制については、昨年の与党の税制大綱でも、公平性の観点から見直しを検討するとしています。見直しの方向ははっきりしています。

株式譲渡益については二〇%でよしとせず、アメリカ、ヨーロッパ並みに税率を三〇%に引き上げ、将来的には総合課税にすべきです。配当については直ちに総合課税にすべきです。他の所得と

合算する総合課税にすれば、累進税率が適用され、格差は是正され、国の税収も増えます。麻生大臣の決断を求めます。

これら大企業、富裕層優遇の税制を見直すだけで数兆円の財源が生まれます。景気を悪化させるだけの消費税の増税など全く必要ありません。我が党は、消費税増税中止の一点で共同を広げ、増税阻止のために全力を尽くします。

(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 大門実紀史議員にお答えをいたします。

景気回復の実感についてお尋ねがありました。二〇〇〇年代の景気回復は、デフレ下での成長であり、名目GDPの成長は期間全体で二・五%にとどまったのに対し、今回の景気回復では、アベノミクスの三本の矢で取り組み、もはやデフレではないという状況をつくり出す中で、名目GDPは一〇%以上成長しました。

また、日銀短観の地域別の景況感では、二〇〇〇年代の回復期を通じてプラスであったのが関東地方と東海地方のみであったのに対し、今回の景気回復ではこの五年間にわたって北海道から九州・沖縄まで全国九地域全てでプラスで推移しております。全国津々浦々に景気回復の温かい風が届いています。

さらに、今回の景気回復では、特に国民生活にとって最も大切な雇用は大きく改善しており、二〇一二年から二〇一八年までの六年間で、生産年

平成三十一年三月八日 参議院会議録第七号
 年齢人口が五百万人減少する中にあつても就業者数は三百八十万増加し、景気回復により仕事が増加したことにより、正社員の有効求人倍率は調査開始以来最高の水準となり、正規雇用者数も百三十一万人増加、そして賃上げも、連合の調査によれば、五年連続で今世紀に入つて最高水準の賃上げが実現、中小企業の賃上げは過去二十年で最高となつております。また、この春、高校、大学を卒業される方々の十二月時点の就職内定率は過去最高の水準であります。確実に経済の好循環が生まれていきます。

実感については、様々な世論調査がある中で、平成三十年の内閣府の調査によれば、現在の生活に満足と回答した者の割合は七四・七％と過去最高となつており、多くの方々に景気回復を実感いただいています。

また、実感できないと感じる方もいらっしゃることも承知をしており、今後とも、少子高齢化が進む中にあつても、我が国経済が力強く成長し、国民一人一人に景気回復の波が広がっていくよう、あらゆる政策を総動員してまいります。

安心して年々年金制度の確立についてお尋ねがありました。

平成十六年の改革により、将来世代の負担を過重にすることを避けつつ、制度を持続可能なものとするため、将来の保険料水準を固定し、その範囲内で給付水準を調整する仕組みを導入しました。これにより、物価等の上昇率ほどに年金額は上昇しないということとなりますが、現役世代と高齢世代のバランスを確保しつつ制度の持続可能

性を高める仕組みとなつており、平成三十一年度は年金額がプラス〇・一の改定となつております。

その上で、低所得の高齢者の方への対策については、既に、年金受給資格期間の二十五年から十年への短縮や、医療、介護の保険料負担軽減を実施したほか、今年の消費税率の引上げに合わせ、低年金の方への年金生活者支援給付金の創設、介護保険料の更なる負担軽減を実施するなど、社会保障全体で総合的に講じることとしていきます。

さらに、人生百年時代の到来を見据えながら、元気で意欲あふれる高齢者の皆さんが、希望すれば、年齢にかかわらず、学び、働くことができる環境を整えることが必要です。既に未来投資会議においてこうした観点から生涯現役時代の雇用制度改革に向けた検討を開始しており、この夏までに計画を策定し、実行に移す考えです。

高等教育の無償化についてお尋ねがありました。

高等教育の無償化については、経済状況が困難な家庭の子供ほど大学等への進学率が低い状況にあることなどを踏まえ、真に支援が必要と考えられる低所得世帯の学生に対し、確実に授業料等が減免されるよう、大学等を通じた支援を行うとともに、学生生活の費用をカバーするために十分な給付型奨学金を支給しようとするものであります。

また、これまでも、無利子奨学金の対象者の拡大を進めるとともに、経済的理由から奨学金の返

還が困難となつた方には、返還の期限を猶予したり、将来の収入に応じて返還できる制度を導入したりするなど、きめ細やかな救済措置を講じ、高等教育への進学の支援の充実を図ってきたところであります。今後も、こうした措置を適切に実施してまいります。

消費税率の引上げと消費への影響についてお尋ねがありました。

家計消費について、世帯当たりの消費を捉える家計調査の家計消費支出は、世帯人員の減少などから長期的に減少傾向となつております。一方で、一国全体の消費を捉えるGDPベースで見ると、二〇一六年後半以降増加傾向で推移しており、持ち直しています。

消費を取り巻く環境を見ると、生産年齢人口が減少する中でも雇用が大幅に増加し、国民みんなの稼ぎである総雇用者所得は名目でも実質でも増加が続くなど、雇用・所得環境は着実に改善しており、消費は引き続き持ち直しが続くことが期待されます。

その上で、今回の消費税率引上げに当たっては、前回の八％への引上げの際に耐久財を中心に駆け込み需要と反動減といった大きな需要変動が生じた経験を踏まえ、いただいた消費税を全て還元する規模の十二分な対策を講じること、消費を下支えし、景気回復軌道を確かなものとしていきます。

なお、御指摘の実質賃金については、毎勤統計では、アベノミクスによる雇用拡大で女性や高齢者などが新たに雇用された場合は平均賃金の伸び

も抑制され、さらに、デフレではないという状況をつくり出す中で物価が上昇すれば一層抑えられるという特徴があることに留意が必要だと考えます。

消費税の社会保障目的税化についてお尋ねがありました。

国民全てが人生の様々な段階で受益者となり得る社会保障を支える経費は、国民全体が皆で分かち合うべきとの理念の下、現役世代だけでなく幅広い世代が負担する消費税を充てるのがふさわしいという考え方に立ち、消費税率については、年金、医療、介護、少子化対策の社会保障四経費に充てることを法律で明確化することで社会保障目的税化されたところです。

このことにより、お預かりした消費税が国民の皆様は年金、医療、介護、さらには少子化対策という形で用いられ、他の経費には使われないということが明確化されることとなり、消費税を御負担いただく国民の皆様の御理解を得ることに寄与してきたものと考えます。

その上で、消費税率については、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定財源確保のため、法律で定められたとおり、一〇％に引き上げる予定です。その後について検討を行っていることはありません。

消費税率引上げと富裕層と大企業に対する税制の在り方についてお尋ねがありました。

消費税は、負担が特定の世代に集中せず、税収が景気や人口構成の変化に左右されにくく安定していることから、社会保障に係る費用を賄うための財源としてふさわしいと考えており、今回の消

費税率引上げは、全世代型社会保障の構築に向けた安定財源を確保するためにどうしても必要なものであります。

また、企業に対する税制については、企業が収益力を高め、より積極的に賃上げや設備投資に取り組むよう促す観点から、成長志向の法人税改革に取り組んでまいりましたが、同時に、租税特別措置の縮減、廃止等による課税ベース拡大により、財源をしっかりと確保しております。

また、これまで、再分配機能の回復を図るため、所得税の最高税率の引上げや金融所得課税の見直し等の施策を既に講じてきたところであります。

今後の税制の在り方については、これまでの改正の効果を見極めるとともに、経済社会の情勢の変化等も踏まえつつ検討する必要があるものと考えています。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 大門議員からは、研究開発税制、金融所得課税の見直しにつきましての計二問、お尋ねがあつております。

まず、研究開発税制についてのお尋ねですが、議員御指摘の研究開発税制につきましては、これは大企業を優遇するだけのものではなく、将来の経済成長の礎となります企業の研究開発投資を後押しするものであり、利用件数を見ますと、中小企業も含め、幅広く利用されておりますのは御存じのとおりです。

平成三十一年度税制改正におきましては、研究開発投資の増加インセンティブを強化するという観点から控除率を見直すほか、質の高い研究を後押しする観点からオープンイノベーション型を拡充するなど、めり張りを付けた見直しを行うことといたしております。

金融所得課税の見直しについてのお尋ねがありました。

金融所得課税につきましては、平成二十六年から、上場企業の譲渡益や配当等に係る税率を一〇%から二〇%に引き上げたところであります。

これにより、高所得者ほど所得税の負担率が上昇する傾向が見られ、所得再分配機能の回復に一定の効果があつたのではないかと考えております。

なお、上場企業の譲渡益の、配当等の課税方式は一律二〇%の分離課税とされておりますが、これにより、税制が金融市場にゆがみを与えないほか、特定口座制度の下で納税者自身が申告を行わなくても、簡便な仕組みが実現しているところであります。

いづれにせよ、金融所得課税を始め、所得税の在り方につきましては、経済社会の情勢の変化も踏まえつつ、不断に検討を行つてまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十一分散会

出席者は左のとおり。

議長		副議長		議員	
伊達 忠一君	今井絵理子君	山添 拓君	宮崎 勝君	山添 拓君	朝日健太郎君
郡司 彰君	河野 義博君	宮沢 由佳君	青山 繁晴君	山添 拓君	小川 克巳君
	和田 政宗君	難波 奨二君	そのだ修光君	山添 拓君	佐々木さやか君
	平木 大作君	石橋 通宏君	矢倉 克夫君	山添 拓君	河野 義博君
	新妻 秀規君	岩瀬 友君	井原 巧君	山添 拓君	和田 政宗君
	石井 正弘君	吉川 沙織君	大沼みずほ君	山添 拓君	平木 大作君
	大野 泰正君	有田 芳生君	秋野 公造君	山添 拓君	石井 正弘君
	竹谷とし子君	吉良よし子君	磯崎 仁彦君	山添 拓君	大野 泰正君
	横山 信一君	相原久美子君	赤池 誠章君	山添 拓君	横山 信一君
	中西 健治君	野田 国義君	渡辺 猛之君	山添 拓君	中西 健治君
	江島 潔君	仁比 聡平君	谷合 正明君	山添 拓君	江島 潔君
	里見 隆治君	紙 智子君	高階恵美子君	山添 拓君	里見 隆治君
	浜田 昌良君	蓮 舫君	佐藤 正久君	山添 拓君	浜田 昌良君
	野上浩太郎君	風間 直樹君	石川 博崇君	山添 拓君	野上浩太郎君
	福岡 資麿君	田村 智子君	山口那津男君	山添 拓君	福岡 資麿君
	西田 実仁君	大門実紀史君	片山さつき君	山添 拓君	西田 実仁君
	魚住裕一郎君	芝 博一君	衛藤 晟一君	山添 拓君	魚住裕一郎君
	藤井 基之君	又市 征治君	山谷えり子君	山添 拓君	藤井 基之君
	舞立 昇治君	小池 晃君	滝波 宏文君	山添 拓君	舞立 昇治君
	高野光二郎君	山下 芳生君	古賀友一郎君	山添 拓君	高野光二郎君
	元榮太一郎君	福島みずほ君	小野田紀美君	山添 拓君	元榮太一郎君
	こやり隆史君	小川 勝也君	佐藤 啓君	山添 拓君	こやり隆史君
	進藤金日子君	長浜 博行君	徳茂 雅之君	山添 拓君	進藤金日子君
	自見はなこ君	高瀬 弘美君	井上 義行君	山添 拓君	自見はなこ君
	渡邊 美樹君	渡辺 美知太郎君	足立 敏之君	山添 拓君	渡邊 美樹君
	吉川ゆうみ君	伊藤 孝江君	山田 修路君	山添 拓君	吉川ゆうみ君
	山下 雄平君		太田 房江君	山添 拓君	山下 雄平君
	上月 良祐君			山添 拓君	上月 良祐君

大家 敏志君	島田 三郎君	中野 正志君	中川 雅治君	内閣大臣	内閣総理大臣 安倍 晋三君	二千七十七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約の締結について承認を求めるの件(閣条第五号)
酒井 庸行君	島村 大君	野村 哲郎君	水落 敏榮君	内閣総理大臣 安倍 晋三君	表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案(閣法第三〇号)	同日内閣から次の答弁書を受領した。
高橋 克法君	藤川 政人君	猪口 邦子君	松下 新平君	財務大臣 麻生 太郎君	参議院議員小西洋之君提出昭和四十七年政府見解の中の「外国の武力攻撃」の文言の理解に関する質問に対する答弁書(第二二号)	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)
長谷川 岳君	磯崎 陽輔君	藤末 健三君	石井みどり君	総務大臣 石田 真敏君	参議院議員小西洋之君提出「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる」との見解と法の支配、立憲主義並びに国民主権、議院内閣制との関係に関する質問に対する答弁書(第一四号)	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)
中西 祐介君	宇都 隆史君	武見 敬三君	山本 一太君	内閣府特命担当大臣(マイナンバー制度) 石田 真敏君	参議院議員小西洋之君提出「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる」との見解と法の支配、立憲主義並びに国民主権、議院内閣制との関係に関する質問に対する答弁書(第一四号)	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)
岩井 茂樹君	上野 通子君	林 芳正君	柳本 卓治君	経済産業大臣 世耕 弘成君	同日内閣から次の答弁書を受領した。	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)
二之湯 智君	石井 準一君	木村 義雄君	溝手 顕正君	内閣官房副長官 野上浩太郎君	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)
松村 祥史君	末松 信介君	尾辻 秀久君	中曽根弘文君	内閣官房副長官 野上浩太郎君	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)
関口 昌一君	西田 昌司君	伊藤 孝恵君	矢田わか子君	内閣官房副長官 野上浩太郎君	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)
青木 一彦君	平野 達男君	高木かおり君	浜口 誠君	内閣官房副長官 野上浩太郎君	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)
有村 治子君	宮沢 洋一君	古賀 之士君	片山 大介君	内閣官房副長官 野上浩太郎君	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)
松山 政司君	岡田 直樹君	森本 真治君	磯崎 哲史君	内閣官房副長官 野上浩太郎君	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)
橋本 聖子君	岡田 広君	石上 俊雄君	石井 苗子君	内閣官房副長官 野上浩太郎君	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)
愛知 治郎君	金子原二郎君	清水 貴之君	浜野 喜史君	内閣官房副長官 野上浩太郎君	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)
鶴保 庸介君	宮島 喜文君	川合 孝典君	大野 元裕君	内閣官房副長官 野上浩太郎君	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)
藤木 眞也君	薬師寺みちよ君	木戸口英司君	山本 太郎君	内閣官房副長官 野上浩太郎君	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)
伊波 洋一君	松川 るい君	山口 和之君	石井 章君	内閣官房副長官 野上浩太郎君	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)
中西 哲君	渡辺 喜美君	アト二才猪木君	大島九州男君	内閣官房副長官 野上浩太郎君	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)
平山佐知子君	糸数 慶子君	徳永 エリ君	青木 愛君	内閣官房副長官 野上浩太郎君	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)
森屋 宏君	宮本 周司君	森 ゆうこ君	藤巻 健史君	内閣官房副長官 野上浩太郎君	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)
三宅 伸吾君	三木 亨君	儀間 光男君	浅田 均君	内閣官房副長官 野上浩太郎君	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)
堀井 巖君	馬場 成志君	足立 信也君	羽田雄一郎君	内閣官房副長官 野上浩太郎君	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)
滝沢 求君	柘植 芳文君	田名部匡代君	舟山 康江君	内閣官房副長官 野上浩太郎君	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)
堂故 茂君	豊田 俊郎君	櫻井 充君	行田 邦子君	内閣官房副長官 野上浩太郎君	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)
中泉 松司君	長峯 誠君	中山 恭子君	東 徹君	内閣官房副長官 野上浩太郎君	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)
二之湯武史君	羽生田 俊君	小林 正夫君	榛葉賀津也君	内閣官房副長官 野上浩太郎君	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)
石井 浩郎君	山田 俊男君	大塚 耕平君	増子 輝彦君	内閣官房副長官 野上浩太郎君	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)
丸山 和也君	森 まさこ君	柳田 稔君	室井 邦彦君	内閣官房副長官 野上浩太郎君	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)
丸川 珠代君	牧野たかお君	松沢 成文君	片山虎之助君	内閣官房副長官 野上浩太郎君	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)
古川 俊治君	佐藤 信秋君			内閣官房副長官 野上浩太郎君	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)	参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書(第一五五号)

同日本院は、労働保険審査会委員に鰐坂隆一君及び都築民枝君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に中村洋君及び長谷川ふ佐子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員に大谷すみれ君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央労働委員会公益委員に岩村正彦君、島山稔君、荒木尚志君、沖野眞己君、角田美穂子君、守島基博君、高橋佳代君、杉原麗君、磯部哲君、松下淳一君、森戸英幸君、両角道代君、柴田和史君、鹿士眞由美君及び相原佳子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に原田尚志君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸安全委員会委員長に武田展雄君を、同委員に柿嶋美子君、宮下徹君、宮澤興和君及び中西美和君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

去る二月二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 補欠
足立 信也君 森 ゆうこ君

行政監視委員
辞任 補欠
森 ゆうこ君 足立 信也君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活・経済に関する調査会委員
辞任 補欠
アントニオ猪木君 平山佐知子君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

企業主導型保育事業に関する質問主意書(伊藤孝恵君提出)(第二六号)

ODAによるインドネシア・インドラマユ石炭火力発電所事業に係る人権侵害事案等に関する質問主意書(井上哲士君提出)(第二七号)

田中美氏の生存情報に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第一八号)

在日米軍多摩サービス補助施設に関する質問主意書(伊波洋一君提出)(第一九号)

去る二月二十六日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際経済・外交に関する調査会委員
辞任 補欠
伊波 洋一君 糸数 慶子君

国民生活・経済に関する調査会委員
辞任 補欠
井上 義行君 松川 るい君
中泉 松司君 藤木 眞也君

資源エネルギーに関する調査会委員
辞任 補欠
資源エネルギーに関する調査会委員

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第三二号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

関東大震災時における朝鮮人等虐殺事件に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第二〇号)

去る二月二十七日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員
辞任 補欠
石井 準一君 今井絵理子君
石上 俊雄君 矢田わか子君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際経済・外交に関する調査会委員
辞任 補欠
糸数 慶子君 伊波 洋一君

国民生活・経済に関する調査会委員
辞任 補欠
藤木 眞也君 佐藤 啓君
松川 るい君 井上 義行君
斎藤 嘉隆君 神本美恵子君

資源エネルギーに関する調査会委員
辞任 補欠
資源エネルギーに関する調査会委員

去る二月二十八日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員
辞任 補欠
今井絵理子君 石井 準一君
丸川 珠代君 こやり隆史君
矢田わか子君 石上 俊雄君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活・経済に関する調査会委員
辞任 補欠
佐藤 啓君 中泉 松司君
神本美恵子君 斎藤 嘉隆君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

政府開発援助等に関する特別委員会
理事 松下 新平君(松下新平君の補欠)

去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員
辞任 補欠
吉川ゆうみ君 井原 巧君
青木 愛君 舟山 康江君
徳永 エリ君 櫻井 充君
石橋 通宏君 相原久美子君
熊野 正士君 竹内 眞二君
片山 大介君 石井 苗子君
山下 芳生君 武田 良介君

決算委員
辞任 補欠
石井 苗子君 片山 大介君

行政監視委員
辞任 補欠
相原久美子君 石橋 通宏君

議院運営委員
辞任 補欠
櫻井 充君 徳永 エリ君
竹内 眞二君 熊野 正士君

懲罰委員
辞任 補欠
舟山 康江君 青木 愛君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員
辞任 補欠
こやり隆史君 丸川 珠代君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

特許法等の一部を改正する法律案(閣法第三二号)

自然環境保全法の一部を改正する法律案(閣法第三三三号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員伊藤孝恵君提出企業主導型保育事業に関する質問に対する答弁書(第一六号)

参議院議員井上哲士君提出ODAによるインドネシア・インドラマユ石炭火力発電所事業に係る人権侵害事案等に関する質問に対する答弁書(第一七号)

参議院議員有田芳生君提出田中実氏の生存情報に関する質問に対する答弁書(第一八号)

参議院議員伊波洋一君提出在日米軍多摩サーピス補助施設に関する質問に対する答弁書(第一九号)

同日議長は、ムスタファ・シエントプ・トルコ共和国大国民議会議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

去る二日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第四号)

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案(閣法第五号)

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案(閣法第六号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第七号)

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを予算委員会に付託した。

平成三十一年度一般会計予算(閣予第三三三号)

平成三十一年度特別会計予算(閣予第四四号)

去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

福山 哲郎君

小池 晃君

補欠

江崎 孝君
井上 哲士君

予算委員

辞任

中野 正志君

大島九州男君

櫻井 充君

舟山 康江君

相原久美子君

竹内 真二君

平木 大作君

石井 苗子君

藤巻 健史君

大門実紀史君

武田 良介君

補欠

堀井 巖君

古賀 之士君

浜口 誠君

青木 愛君

福山 哲郎君

熊野 正士君

矢倉 克夫君

儀間 光男君

清水 貴之君

山下 芳生君

小池 晃君

決算委員

辞任

古賀 之士君

片山 大介君

補欠

大島九州男君

石井 苗子君

行政監視委員

辞任

石橋 通宏君

清水 貴之君

補欠

相原久美子君

藤巻 健史君

議院運営委員

辞任

浜口 誠君

熊野 正士君

補欠

櫻井 充君

竹内 真二君

懲罰委員

辞任

青木 愛君

補欠

舟山 康江君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

理事 森 ゆうこ君 (足立信也君の補欠)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

関東大震災時における朝鮮人等虐殺事件に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第二〇号)

去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

大塚 耕平君

江崎 孝君

井上 哲士君

補欠

大野 元裕君

福山 哲郎君

小池 晃君

予算委員

辞任

滝沢 求君

堀井 巖君

大野 元裕君

古賀 之士君

浜口 誠君

福山 哲郎君

熊野 正士君

三浦 信祐君

矢倉 克夫君

補欠

北村 経夫君

中野 正志君

大塚 耕平君

磯崎 哲史君

徳永 エリ君

石橋 通宏君

山本 博司君

杉 久武君

平木 大作君

決算委員

辞任

大島九州男君

杉 久武君

石井 苗子君

仁比 聡平君

補欠

古賀 之士君

三浦 信祐君

儀間 光男君

山下 芳生君

行政監視委員

辞任

藤巻 健史君

清水 貴之君

徳永 エリ君

浜口 誠君

補欠

儀間 光男君

山下 芳生君

石橋 通宏君

山本 博司君

杉 久武君

平木 大作君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第三四号)

電気通信事業法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)

放送法の一部を改正する法律案(閣法第三六号)

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成三十一年度第三・四半期における予算使用

の状況の報告を受領した。

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成三十一年度第三・四半期における国庫の状

況の報告を受領した。

一昨六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

石井 準一君

補欠

今井絵理子君

総務委員

辞任

山崎 正昭君

補欠

自見はなこ君

法務委員

辞任

長谷川 岳君

補欠

佐藤 啓君

財政金融委員

辞任

愛知 治郎君

補欠

小川 克巳君

文教科学委員

辞任

今井絵理子君

補欠

石井 準一君

厚生労働委員

辞任

小川 克巳君

補欠

愛知 治郎君

経済産業委員

辞任

青山 繁晴君

補欠

金子原二郎君

行政監視委員

辞任

宮島 喜文君

補欠

大野 泰正君

国土交通委員

辞任

金子原二郎君

補欠

青山 繁晴君

国家基本政策委員

辞任

大野 元裕君

補欠

大塚 耕平君

予算委員

辞任

大野 泰正君

補欠

宮島 喜文君

予備委員

辞任

北村 経夫君

補欠

滝沢 求君

中野 正志君

辞任

中野 正志君

補欠

藤木 眞也君

大塚 耕平君

辞任

大塚 耕平君

補欠

三浦 信祐君

杉 久武君

辞任

杉 久武君

補欠

石井 苗子君

儀間 光男君

辞任

儀間 光男君

補欠

片山 大介君

高木かおり君

辞任

高木かおり君

補欠

仁比 聡平君

吉良よし子君

辞任

吉良よし子君

補欠

大野 泰正君

内閣委員

辞任

今井絵理子君

補欠

石井 準一君

総務委員

辞任

小野田紀美君

補欠

三原じゅん子君

法務委員

辞任

自見はなこ君

補欠

山崎 正昭君

財政金融委員

辞任

宮島 喜文君

補欠

山下 雄平君

文教科学委員

辞任

斎藤 嘉隆君

補欠

吉川 沙織君

厚生労働委員

辞任

長谷川 岳君

補欠

愛知 治郎君

経済産業委員

辞任

小川 克巳君

補欠

今井絵理子君

行政監視委員

辞任

高橋 克法君

補欠

大野 泰正君

議院運営委員

辞任

小野田紀美君

補欠

有村 治子君

国土交通委員

辞任

青山 繁晴君

補欠

金子原二郎君

大野 泰正君

辞任

大野 泰正君

補欠

高橋 克法君

馬場 成志君

辞任

馬場 成志君

補欠

吉田 博美君

予算委員

辞任

有村 治子君

補欠

小野田紀美君

中野 正志君

辞任

中野 正志君

補欠

大野 泰正君

大野 泰正君

辞任

大野 泰正君

補欠

宮島 喜文君

石井 苗子君

辞任

石井 苗子君

補欠

高木かおり君

山下 芳生君

辞任

山下 芳生君

補欠

吉良よし子君

行政監視委員

辞任

大野 泰正君

補欠

宮島 喜文君

議院運営委員

辞任

小野田紀美君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員

藤田 幸久君

補欠

アントニオ猪木君

平成三十一年三月八日 参議院会議録第七号 質問主意書及び答弁書

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

財政金融委員会

理事 藤巻 健史君 (古川俊治君の補欠)

農林水産委員会

理事 藤木 眞也君 (藤木眞也君の補欠)

国土交通委員会

理事 青木 愛君 (舟山康江君の補欠)

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

平成三十一年度一般会計予算

平成三十一年度特別会計予算

平成三十一年度政府関係機関予算

一、公聴会の問題

平成三十一年度総予算について

一、開会の日

平成三十一年三月十二日

右のとおり議決した。よって参議院規則第六十二条により承認を求めます。

平成三十一年三月六日

予算委員長 金子原二郎

参議院議長 伊達 忠一殿

同日議員から次の質問主意書が提出された。

地方自治法第一条の二第二項の地方公共団体の自主性及び自立性の趣旨に関する質問主意書 (小西洋之君提出) (第二号)

昭和四十七年政府見解の中の「外国の武力攻撃」の文言の理解に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十一年二月十四日

小西 洋之

参議院議長 伊達 忠一殿

昭和四十七年政府見解の中の「外国の武力攻撃」の文言の理解に関する質問主意書

一 いわゆる昭和四十七年政府見解の中の「外国の武力攻撃」の文言について、平成二十七年三月二十四日の参議院外交防衛委員会における「昭和四十七年政府見解にある、「あくまで外国の武力攻撃によつて」という文言における外国の武力攻撃とは、我が国に対する外国の武力攻撃以外の我が国以外の他国に対する外国の武力攻撃も概念的に含まれているのでしょうか。明確に答弁ください。」との私の質問に対して、横畠内閣法制局長官は「外国の武力攻撃によつて国民」、これはもとより我が国の国民を指すと理解しますが、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態」という部分そのものは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限定されているものではないと解しております。」と答弁しているが、政府においてこの「外国の武力攻撃」の文言の意味について「我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限定されているものではない」と理解する理由について示されたい。

二 いわゆる昭和四十七年政府見解の中の「外国の武力攻撃」の文言について、平成二十七年三月二十四日の参議院外交防衛委員会における「では、要するに、今私が申し上げたような同盟国、我が国でない他国に対する外国の武力攻撃ということもここに概念的に含まれるというふうに考え出したのは、横畠長官、あなたが初めての法制局長官ということ

でよろしいですね。」との私の質問に対して、横畠内閣法制局長官は「同様に考えていた者がいたかどうかは存じませんが、この昭和四十七年の政府見解そのものの組立てから、そのような解釈、理解ができるということでございます。」と答弁しているが、政府においてこの「外国の武力攻撃」の文言の意味について「そのような解釈、理解ができる」とする理由について示されたい。

右質問する。

平成三十一年二月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員小西洋之君提出昭和四十七年政府見解の中の「外国の武力攻撃」の文言の理解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出昭和四十七年政府見解の中の「外国の武力攻撃」の文言の理解に関する質問に対する答弁書

一及び二について
昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会

に対し政府が提出した資料「集団的自衛権と憲法との関係は、①憲法は、第九条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が……平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第一三条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、……国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない」及び②「しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためにとられるべき必要最少限度の範囲にとどまるべきものである」の部分において、憲法第九条の下でも例外的に自衛のための武力の行使が許される場合があるという基本的な論理を示した上で、これに当てはまる場合は我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという当時の認識の下で、結論として、

③「そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない」と「わが国に対する」と明示して、①及び②の基本的な論理に当てはまる例外的な場合としては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるとしたものである。このような論理の組立てからすると、御指摘の「外国の武力攻撃」については、我が国に対する武力攻撃に限定されているのではないと解される。

政府の法令解釈に関する考え方における「議論の積み重ね」等の文言の趣旨に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十一年二月十四日

参議院議長 伊達 忠一殿

小西 洋之

政府の法令解釈に関する考え方における「議論の積み重ね」等の文言の趣旨に関する質問主意書
一 政府は従前より、法令解釈に関する考え方について、「憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情

勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方に基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであつて、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に憲法の解釈を変更することができるといふ性質のものではないと考えている。」との見解を示しているが、ここでいう「議論の積み重ねのあるもの」とは具体的にどのような意味であるかを説明されたい。

二 前記一について、「議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべき」との文言の趣旨について、政府の憲法解釈についての質疑等による国会審議、国会議員による質問主意書の提出並びに憲法が採用する議院内閣制の趣旨との関係に触れながら説明されたい。
右質問する。

平成三十一年二月二十二日

参議院議長 伊達 忠一殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議員小西洋之君提出政府の法令解釈に関する考え方における「議論の積み重ね」等の文言の趣旨に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出政府の法令解釈に関する考え方における「議論の積み重ね」等の文言の趣旨に関する質問に対する答弁書
一 について
お尋ねの「議論の積み重ねのあるもの」とは、政府における議論や、国会における政府の答弁等を含む議論の積み重ねのあるものという意味である。

二 について
御指摘の文言は、一について述べた議論の積み重ねのある場合の法令の解釈の在り方として、そのような議論に十分配慮した上で全体の整合性を保つことにも留意して論理的に行うべきであるという趣旨である。

「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる」との見解と法の支配、立憲主義並びに国民主権、議院内閣制との関係に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十一年二月十四日

参議院議長 伊達 忠一殿

小西 洋之

「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる」との見解と法の支配、立憲主義並びに国民主権、議院内閣制との関係に関する質問主意書
政府は、「参議院議員小西洋之君提出七・一閣

議決定の法的安定性と論理的整合性の意味等に関する質問に対する答弁書（内閣参質一九三第一六五号）において、「憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方に基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであつて、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に憲法の解釈を変更することができるといふ性質のものではないと考えている。お尋ねの「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成二十六年七月一日閣議決定。以下「閣議決定」という。）におけるものも含め、政府の憲法解釈におけるお尋ねの「論理的整合性」とは、政府の憲法解釈がこのような論理的な追求の結果として示されたものであることを指す。」及び「また、お尋ねの「法的安定性」とは、法の制定、改廃や、法の適用を安定的に行い、ある行為がどのような法的効果を生ずるかが予見可能な状態をいい、人々の法秩序に対する信頼を保護する原則を指すものと考えている。仮に、政府において、論理的整合性に留意することなく、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、法的安定性を害し、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねないと考えられる。」とした上で、

「論理的整合性」と「法的安定性」とは密接に関連するものであることから、御指摘の「政府の見解」の中の文言を「論理的整合性」及び「法的安定性」に区分してお答えすることは困難である。また、閣議決定における御指摘の「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる」の部分は、このような御指摘の「政府の見解」と同様の趣旨を述べたものである。」としていたところであるが、ここで政府が示している「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる」との見解と政府がこれまで示してきた法の支配、立憲主義の趣旨との関係について並びに日本国憲法が採用する国民主権、議院内閣制との関係について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成三十一年二月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員小西洋之君提出「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる」との見解と法の支配、立憲主義並びに国民主権、議院内閣制との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる」との見解と法の支配、立憲主義並びに国民主権、議院内閣制との関係に関する質問に対する答弁書

法の支配とは、人権の保障と恣意的権力の抑制

とを主旨として、全ての権力に対する法の優越を認める考え方であり、立憲主義とは、主権者たる国民が、その意思に基づき、憲法において国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的人権を保障するという近代憲法の基本となる考え方であり、国民主権とは、国家の意思を最終的に決定する最高の力としての主権が国民に存するという原理であり、議院内閣制とは、議会と政府とを分立させつつ、政府の存立を議会の信任に依存させる統治制度であると考えているが、お尋ねについては、その趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十一年二月十四日

小西洋之

参議院議長 伊達 忠一殿

宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問主意書

宮崎礼壹元内閣法制局長官は、内閣法制局第一部長として出席した平成十五年六月二日の参議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会において、「ところで、お尋ねの集団的自衛権は、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず実力を

もって阻止する権利というふうに解されております。このように、集団的自衛権は、我が国に対する急迫不正の侵害に対処する、直接対処するものではございませんで、他国に加えられた武力攻撃を武力で阻止することを内容とするものでありますので、先ほど述べましたような個別的自衛権の場合と異なりまして、憲法第九条の下でその行使が許容されるという根拠を見いだすことができないというふうに考えられるところでございます。」と述べているが、これは「国際法上の集団的自衛権行使に該当する武力行使はすべて憲法第九条の下では行使が許容されない」との趣旨を述べたものか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成三十一年二月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出宮崎礼壹元内閣法制局長官の憲法九条解釈に係る答弁の趣旨に関する質問に対する答弁書

憲法第九条の下において「武力の行使」の三要件を満たす場合の限定的な集団的自衛権の行使が許されるという考え方は、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成二十六年七月一日閣議決定)でお

示したものであり、御指摘の平成十五年六月二日の参議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会における宮崎礼壹内閣法制局第一部長(当時)の答弁は、そのような考え方が存在しなかった当時の集団的自衛権一般の理解について述べたものであると解される。

企業主導型保育事業に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十一年二月二十日

伊藤 孝恵

参議院議長 伊達 忠一殿

企業主導型保育事業に関する質問主意書

二〇一六年度から始まった子ども・子育て支援法に基づく企業主導型保育事業については、様々な問題点があり、早急に改善・対策が必要な事案が発生していると認識している。問題点の発生源は多方面にあるが、事業者側の問題もさることながら事業運営上の制度に問題がある事案も存在する。同事業を所管する内閣府においては、昨年十二月十七日に企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会が開催されたが、保育現場の声は同検討委員会に十分に届いていないのではないかと危惧し、以下質問する。

一 政府は、今後、現場を運営している保育事業者が一堂に会し、同検討委員会に意見を述べる機会を提供する予定はあるか。

二 内閣府、公益財団法人児童育成協会、保育事業者、自治体の代表者及び有識者がすべて参加できる協議会が必要ではないかと考えるが、政府の見解如何。
右質問する。

平成三十一年三月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員伊藤孝恵君提出企業主導型保育事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員伊藤孝恵君提出企業主導型保育事業に関する質問に対する答弁書

一について

これまでの企業主導型保育事業の実施の状況を検証し、より円滑な企業主導型保育事業の実施のための改善策を検討することを目的として内閣府において平成三十年十二月から開催している企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会(以下「検討委員会」という。)においては、一般社団法人日本こども育成協議会等の関係団体、地方公共団体等からヒアリングを行うこと等により、幅広い意見を踏まえつつ検討を進めているところであり、御指摘のように「現場を運営している保育事業者が一堂に会し、同検討委員会に意見を述べる機会を提供することは考えていない。」

二について

検討委員会においては、企業主導型保育事業の実施に当たっての関係者間の意見交換について

て、平成三十一年二月二十五日開催の検討委員会「検討委員会取りまとめの骨子案」として示されているとおり、「関係者間(国、実施機関、自治体、設置者、企業、保護者等)の意見交換」の在り方を検討課題としてお答えするところであり、現時点において、お尋ねについてお答えすることは困難である。



ODAによるインドネシア・インドラマユ石炭火力発電所事業に係る人権侵害事案等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十一年二月二十一日

井上 哲士

参議院議長 伊達 忠一殿

ODAによるインドネシア・インドラマユ石炭火力発電所事業に係る人権侵害事案等に関する質問主意書

政府がODAによって支援を進めるインドネシアのインドラマユ石炭火力発電所事業(以下「当該発電所事業」という。)に関しては、土地の収用をめぐって地元農民など反対派住民や支援者による強い反対運動が起きているなか、二〇一七年十二月に当該発電所事業に関する環境許可の取消しを求める反対派住民の訴えがバンドン行政裁判所で認められると、現地警察は同月、反対派住民三名を本人の身に覚えのない「国旗侮辱罪」を理由に一時拘束し、その後保釈したものの、反対運動が続

く中で、二〇一八年九月には当該住民三名を再び同罪で逮捕・勾留するという事態に至った。日本のODA事業の推進のために、反対派住民が不当に弾圧され人権が侵害されることがあつてはならない。

以下、具体的に質問する。

一 政府は、インドネシア政府から当該発電所事業に係る本体工事に対する円借款の要請は受けたのか。また、インドネシア政府からの本体工事に対する円借款の要請に対して、政府としてどう対応する方針であるか。

二 現在までに実施されたエンジニアリング・サービス借款(以下「E/S借款」という。)の貸付実行実績について、実施の日時、金額、貸付を受領した相手国実施機関、同機関からの支払先の企業名および貸付の合計金額について、すべて明らかにされたい。

三 独立行政法人国際協力機構(JICA)理事長は、二〇一八年三月二十二日の参議院政府開発援助等に関する特別委員会において、二〇一七年十二月のバンドン行政裁判所の判決について「被告のPLENや地元政府は控訴しておりまして、それが最終的なインドネシアの意思であるかということを見定める必要がある」と答弁した。その後、二〇一八年四月にジャカルタ高等行政裁判所、同年九月にインドネシア最高裁判所がいずれも反対派住民の訴えを棄却したが、今後、反対派住民から再審請求がおこなわれた場合に、政府はその行方を見定める「つもりはあるか。

四 当該発電所事業の反対派住民に対する「国旗侮辱罪」を理由にした不当逮捕事案について、外務省はインドネシア政府に対してどのような対応をおこなったのか、具体的に明らかにされたい。

五 国際人権NGO「アムネスティ・インターナショナル」は、二〇一八年十月三日付で「発電所反対で投獄なのか」と題する声明を出し、拘束された反対派住民について「市民として当然の権利を行使しただけで勾留されている「良心の囚人」であり、即時かつ無条件に釈放されるべきだ」と訴え、インドネシア現地警察や大統領事務所への抗議と要請を広く呼び掛けた。当該発電所事業に関して、インドネシア当局による反対派住民の弾圧、人権侵害が国際的に非難される事態となったことについて、政府の見解を示されたい。

また、開発協力大綱は、「実施上の原則」において「基本的人権の保障」を挙げているが、インドネシア当局による反対派住民の弾圧、人権侵害は、この原則に反しないのか、政府の見解とその理由を明らかにされたい。

六 前記三の特別委員会において、私が、インドネシアの公共事業の土地収用法に基づいておこなわれた現地の住民協議に、当初、地権者や宗教リーダー、村長など、選ばれた者しか招待されず、農民や漁民など、同法で規定される影響を受けるコミュニティの参加が確保されなかった問題を挙げて、社会的合意の確保やステークホルダーの参加を求めたJICAの環境社会配慮ガイドラインに適合しないのではないかと質したところ、JICA理事は「環境社会

配慮ガイドラインに従いました検討は、今後、発電所の建設に対する、いわゆる発電所そのものに対する円借款支援の要請がなされた場合には適切に行っていきます」と答弁し、これまでE/S借款の貸付を継続的におこなってきたことについては、事実上、本体工事に対するものではないから問題なしとする立場に終始した。

E/S借款は、同特別委員会におけるJICA理事のプロジェクトの実施に必要なコンサルティングサービスを建設資金向けの借款に先行して融資するものとの答弁にも明らかなように、本体工事と連続する密接不可分な事業への融資である。環境社会配慮ガイドラインが定める社会的合意の確保やステークホルダーの参加を、E/S借款においてのみ求めないことは不合理ではないか。

また、開発協力大綱や環境社会配慮ガイドラインに、それぞれ「基本的人権の保障」や社会的合意の確保、ステークホルダーの参加といった内容が盛り込まれた趣旨をふまえれば、とりわけ当該発電所事業に関し、反対派住民の弾圧、人権侵害が発生したことは、その事業がE/S借款によるものか本体工事に対する円借款によるものかを問わず、いかなる段階においてもあつてはならないことだと考えるが、政府の見解を示されたい。

七 インドネシア当局による反対派住民の弾圧、人権侵害がおこなわれる中で、日本側がE/S借款の貸付を継続的に実施したことは、人権侵害を軽視するものと受け取られても仕方のない

対応であり、大変遺憾である。環境社会配慮ガイドラインにおいて、プロジェクト本体への円借款実施の決定以前にも住民の人権や社会的合意への配慮が確保されるよう、環境社会配慮ガイドラインの見直しを検討すべきではないか。

河野外相は前記三の特別委員会において、「環境社会配慮ガイドラインは、これは制定をするときにNGOを始め市民社会に深く関与していただいて策定をいたしました」と述べているが、住民の人権や社会的合意への配慮の確保を現状より徹底する見地から、環境社会配慮ガイドラインの見直しの必要性も含め環境、人権等の活動に係るNGOから意見を聴取する考えはないか。

右質問する。

平成三十一年三月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員井上哲士君提出ODAによるインドネシア・インドラマユ石炭火力発電所事業に係る人権侵害事案等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員井上哲士君提出ODAによるインドネシア・インドラマユ石炭火力発電所事業に係る人権侵害事案等に関する質問に対する答弁書

一について
前段のお尋ねについては、インドネシア政府

から、御指摘の円借款について要請は受けていない。また、後段のお尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。

①平成二十九年三月二十三日 ②三百六十一万九千四百五十四円
①平成二十九年三月二十四日 ②三百六十九万七千四百三十三円

二について
現在までに実施されたインドラマユ石炭火力発電所事業に係るエンジニアリング・サービス

①平成二十九年三月二十七日 ②百六十万四千円
①平成二十九年五月二日 ②千七百五十五万六千六百三十一円

及び②金額をお示しすると、以下のとおりであり、また、③これらの貸付を受領した相手国実施機関及び④同機関からの支出先の企業名については、いずれも③インドネシア国有電力会社及び④東電設計株式会社及びFICHTNER社であり、これらの貸付の合計金額は、五億九千九百二十七万三千三百五十九円である。

①平成二十九年五月十二日 ②二千八百二十八万六千六百六十四円
①平成二十九年五月十九日 ②三百二十二万五千三百二十二円
①平成二十九年五月二十三日 ②千二百二十四万九千四百二十六円
①平成二十九年五月二十六日 ②三百六十八万四千九百三十七円

①平成二十八年十月十一日 ②七千五百十四万六千八百六十一円

①平成二十九年六月三十日 ②三百八十八万四千四百四十二円

①平成二十八年十月二十五日 ②三千三百四十九万二千四百八十二円

①平成二十九年十二月十五日 ②八千二百八十八万六千六百五十九円

①平成二十八年十月二十八日 ②三千六百八十一万八千八百三十三円

①平成二十九年十二月十九日 ②八百二十二万六千二百円

①平成二十八年十二月十六日 ②百二十九万五千五百七十円

①平成二十九年十二月二十日 ②二千五百一十八万九千三百二十六円

①平成二十九年三月十日 ②二千四百六十六万五千三百五十一円

①平成二十九年十二月二十一日 ②五千八百八十三万八千七百二十一円

①平成二十九年三月十四日 ②三千二百八十八万三千二百三十一円

①平成二十九年十二月二十二日 ②百四万六千五百八十八円

①平成二十九年三月十五日 ②七百五十五万六千六百六十一円

①平成二十九年十二月二十五日 ②百七十五万五千九百三十九円

①平成二十九年三月十七日 ②二百六十三万九千四百三十六円

- ①平成二十九年十二月二十七日 ②二千五百四十六万六千三百二十二円
- ①平成三十年三月二十日 ②二千四百四十三万七千七百六十九円
- ①平成三十年三月二十八日 ②三千五百六十四万三千八百七十四円
- ①平成三十年四月三日 ②二百六十万五千二百百円
- ①平成三十年四月十七日 ②三百九十四万五千二百五十六円
- ①平成三十年四月二十日 ②百十三万五千九百二十三円
- ①平成三十年四月二十七日 ②千六百九十三万二千八百一十一円
- ①平成三十年九月二十八日 ②六百七十四万五千八百一十一円
- ①平成三十年十二月二十七日 ②七百二十三万三千三百円
- ①平成三十年十二月二十八日 ②二百五十万二千九百四十三円
- 三について
- お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。
- 四及び五について
- 御指摘の「当該発電所事業」に係る本体工事への円借款について要請がある場合には、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）において、JICAが策定した環境社会配慮ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、当該円借款の供与に係る環境レビューに

おいて環境社会配慮上の要件を満たすことを確認し、政府として当該円借款の供与の可否について判断することとなる。その上で、現段階において、御指摘の「当該発電所事業」に係るインドネシアの状況についての「対応」や「見解」を示しすることは差し控えたい。

六について

御指摘の「E/S借款は、・・・本体工事と連続する密接不可分な事業への融資」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「当該発電所事業」に係る本体工事への円借款について要請がある場合には、JICAにおいて、ガイドラインに基づき、当該円借款の供与に係る環境レビューにおいて環境社会配慮上の要件を満たすことを確認し、政府として当該円借款の供与の可否について判断することとなり、現段階において、御指摘の「当該発電所事業」に係るインドネシアの状況についての「見解」をお示しすることは差し控えたい。

お尋ねについては、ガイドラインが、「施行後十年以内にレビュー結果に基づき包括的な検討を行う。それらの結果、必要に応じて改定を行う。」と定めていることを踏まえ、JICAは、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国の非政府組織（以下「NGO」という。）、日本のNGOや企業、専門家等の意見を聴いた上で、改定作業を行う予定であると承知している。

田中実氏の生存情報に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十一年二月二十一日

有田 芳生

参議院議長 伊達 忠一殿

田中実氏の生存情報に関する質問主意書

政府が拉致被害者と認定している田中実氏に関して、平成三十年の参議院予算委員会及び参議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会での私の質疑を踏まえ、質問いたします。

一 私が平成三十年三月二十八日の参議院予算委員会において、「北朝鮮側は田中実さんについてどのように通達してきましたか」と質問したところ、河野外務大臣は、「今後の対応に支障を来すおそれがあることから、その内容については差し控えます」と答弁しました。

北朝鮮側から田中実氏について通達があったのは事実ですか。また、河野外務大臣の答弁にある「今後の対応」とは田中実氏の帰国に関する対応のことですか。「今後の対応」の中身を具体的に明らかにしてください。

二 私が前記一の予算委員会において、「北朝鮮は二〇一四年に、田中さんは生存していると、そういう報告をしてきたと報道されていますが、事実ですか」と質問したところ、安倍総理は、「コメントすることによってこれを明らかに、明らかにその奪還につながらない場合がある」ということは御理解をいただきたい」と答弁しました。

安倍総理の答弁にある「明らかにその奪還につながらない場合がある」とは田中実氏の帰国につながらない場合があるとの趣旨ですか。「その奪還」の中身について具体的に明らかにしてください。

三 北朝鮮側から平成二十六年に田中実氏の生存について通達があったとされてからすでに四年以上が経過しています。政府は、この間、「今後の対応に支障を来すおそれがある」ことを理由に具体的な対応を国民に明らかにしていません。

拉致被害者の生存情報があるにもかかわらず具体的な対応を明らかにしないことは、「私の内閣で拉致問題を解決する」と明言した安倍総理の責任問題に直結するものではありませんか。安倍総理は「今後の対応に支障を来すおそれがある」場合には、国民に何も語らずにいずれ退陣されるのですか。

四 共同通信は、平成三十一年二月十五日付けで、拉致被害者の田中実氏といわゆる特定失踪者の金田龍光氏の両名が、それぞれ妻子とともに北朝鮮で暮らしていると報じています。

この件に関して、私が平成三十年六月四日の参議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会において、「政府認定拉致被害者の一人が生きていたという報道があったら、それが事実だったら、政府、発表すべきじゃないんですか。あるいは、河野大臣、平壤に行って、本人に会って、どういうことなのかって聞かなきゃいけないんじゃないんですか」と質問したところ、加藤拉致問題担当大臣（当時）は、「慎重に対応しなければならない」と答弁しました。

政府は、田中実氏及び金田龍光氏の生存情報を受け、担当者平壤に派遣して両名と面会のうえ、本人確認及び帰国についての本人の意思確認をする用意をしていますか。

五 国内には、ストックホルム合意に基づき、全ての拉致被害者を一人からでも順次取り戻すべきという主張と、全ての拉致被害者の即時全員一括帰国は譲れないという主張が並立しています。

また、安倍内閣の方針は、ストックホルム合意に基づき、拉致問題をはじめとする日本人に関する全ての問題の解決に向け全力を尽くすというものです。

政府はストックホルム合意に基づき、田中実氏及び金田龍光氏の救出を目指すのですか。それとも、全ての拉致被害者の生存状況が判明するまで田中実氏及び金田龍光氏の救出を見送るのですか。

六 国内には、政府が拉致被害者と認定した者の家族等で作る「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会」と、北朝鮮による拉致の可能性を排除できないいわゆる特定失踪者の家族等で作る「特定失踪者家族会」があり、どちらも懸命に救出活動が続けています。

政府はこれら両家族会にその家族が所属する拉致被害者又は特定失踪者を優先して北朝鮮から救出するというお考えをお持ちですか。また、政府が田中実氏の救出に消極的なのは、田中実氏のご家族が前記拉致被害者家族連絡会に所属していないからなのですか。

右質問する。

平成三十一年三月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員有田芳生君提出田中実氏の生存情報に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出田中実氏の生存情報に関する質問に対する答弁書

一及び四について

お尋ねについては、政府としては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

二について

お尋ねについては、平成三十年三月二十八日の参議院予算委員会において、安倍内閣総理大臣が「拉致被害者の方々の奪還したい」と述べているとおり、「拉致被害者の方々の」奪還を意味するものである。

三及び六について

お尋ねの「安倍総理の責任問題に直結する」、「国民に何も語らずにいずれ退陣される」及び「政府が田中実氏の救出に消極的」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、拉致問題の全面解決に向けて、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くし、また、拉致に関する真相究明及び拉致実行犯の引渡しを引き続き追求していく考えである。

五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、

政府としては、御指摘のいわゆる「ストックホルム合意」に基づき、拉致問題を始めとする日本人に関する全ての問題の解決に向け全力を尽くしている。これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えは差し控えたい。

在日米軍多摩サービス補助施設に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十一年二月二十一日

参議院議長 伊達 忠一殿

伊波 洋一

在日米軍多摩サービス補助施設に関する質問
問主意書

在日米軍多摩サービス補助施設（以下「補助施設」という。）について、市街地に隣接する自然豊かな緑地であることから、東京都は政府に対し、直ちに米側から返還されるよう求めている。日米地位協定第二条3には、在日米軍施設・区域は「協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない」とあるが、在日米軍によって補助施設がどの程度利用されているのかを把握できる資料は公にされていないため、米側に返還を求めない政府の姿勢に疑念が生まれる状況となっている。

また、補助施設内には、貴重な動植物や、旧日本軍の戦争遺構などが残されているとされ、返還

後の開発計画に影響を及ぼすものと考えられるが、その実態も明らかにされていない。

以上に関し、以下質問する。

一 政府は、補助施設の持つどのような役割が「協定の目的のため必要」と考えているのか示されたい。また、今後、米側に補助施設の返還を求める考えはあるか。

二 補助施設内のゴルフ場（多摩ヒルズゴルフコース）の開設以来の年次利用者数を示されたい。また、利用者のうち、日本人は何名か明らかにされたい。

三 補助施設全体もしくは補助施設内の多摩ヒルズゴルフコース以外の施設の開設以来の年次利用者数を示されたい。また、利用者のうち、日本人は何名か明らかにされたい。

四 平成二十年四月二十二日の参議院外交防衛委員会において、防衛省職員による在日米軍施設・区域内のゴルフ場の利用状況について問われた当時の石破防衛大臣は、平成十八年度の利用者数等を答弁している。その後、防衛省職員による在日米軍施設・区域内のゴルフ場の利用はあったか。あったのであれば、平成十九年度以降の防衛省職員の年次利用者数を、それぞれのゴルフ場が所在する在日米軍施設・区域ごとに示されたい。

五 政府は、補助施設内に残された旧日本軍の戦争遺構について、その存在を把握しているか。また、当該遺構をどのように保存していく方針か。

六 在日米軍横田基地作成の資料では、補助施設内には、国指定の絶滅危惧種が十一種、東京都

指定の絶滅危惧種が七十一種存在していることが示されている。種の内訳について、政府が把握するところを明らかにされたい。

七 在日米軍横田基地作成の資料では、補助施設内において、平成九年に埋蔵文化財調査が実施され、縄文時代前期の土器が出土したことが示されている。その調査の内容について、政府が把握するところを明らかにされたい。また、当該埋蔵文化財をどのように保存していく方針か。

右質問する。

平成三十一年三月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員伊波洋一君提出在日米軍多摩サービス補助施設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員伊波洋一君提出在日米軍多摩サービス補助施設に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「在日米軍多摩サービス補助施設」(以下「本件施設」という。)については、米軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の福祉、士気及び能率を維持することを目的としたものであり、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。)第二条3の規定にいう「協定

の目的のため必要」な施設として使用されていると認識している。そのため、政府としては、現時点において、米国に対し、本件施設の返還を求める考えはない。

なお、当該規定により、米国は、米軍が使用する施設及び区域の必要性について絶えず検討することとされており、本件施設の必要性についても、このような検討を行っているものと承知している。

二及び三について

お尋ねについては、政府として把握していない。

四について

お尋ねについては、防衛省において御指摘の「平成十九年度以降の防衛省職員の年次利用者数」について調査を実施していないため、お答えすることは困難である。

五について

お尋ねの「戦争遺構」及び「保存していく方針」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、本件施設の一部に旧日本軍の施設が含まれていることは把握しており、これらも含め、本件施設については、米国が、日米地位協定第三条1により、その一般的な管理を行う権利を有しているものである。

六及び七について

御指摘の「在日米軍横田基地作成の資料」及び「埋蔵文化財調査」が何を指すのか明らかではないため、お尋ねにお答えすることは困難である。

(参照)
三月七日議長において、左のとおり議席を変更した。

八	難波 奨二君
一五	吉川 沙織君
一七	有田 芳生君
二一	神本美恵子君
二二	相原久美子君
二三	川田 龍平君
二四	野田 国義君
二九	斎藤 嘉隆君
三一	藤田 幸久君
三二	風間 直樹君
一五七	薬師寺みちよ君
一六三	平山佐知子君
二〇五	
二一〇	
二三〇	アトト才猪木君
二三二	徳永 エリ君
二三八	足立 信也君

第百九十六回国会参議院会議録第三十号中正誤

ページ	段 行	誤	正
四	二	一万八千三百三十一人	一万八千三百二十五人
〃	九	一万三千六百三十九人	一万三千六百三十三人
〃	三〇	百六十一人	百六十人
〃	終わり	二千七百三十三人	二千七百二十二人
〃	九	千七百二十人	千七百十七人
〃	末	千七百八十一人	千七百八十人

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
本体 本号一部
二八円
一〇円